ターン台等保管倉庫建築工事

令和　8　年度

渡名喜村教育委員会

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和　8　年度	
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称 縮　尺	表紙 —	
発注機関	渡名喜村教育委員会				図面番号	A-00	
摘　要					設計者	名　称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役　喜納 正
検　印	管理建築士	設　計	製　図			資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第28746号 管理建築士　喜納 正
						登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
						所　在　地	沖縄県那覇市字国場385番地

図　面　目　録

建　築								構　造			
図面番号	図　面　名　称	縮尺	備　考	図面番号	図　面　名　称	縮尺	備　考	図面番号	図　面　名　称	縮尺	備　考
A－00	表紙	―		A－14	平面詳細図	1：50		S－01	構造設計標準仕様	―	
A－01	図面目録	―		A－15	断面詳細図	1：50		S－02	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	―	
A－02	特記仕様書-1	―		A－16	展開図	1：50		S－03	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)	―	
A－03	特記仕様書-2	―		A－17	建具表	1：50		S－04	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)		
A－04	特記仕様書-3	―		A－18	天井伏図	1：50		S－05	ボーリング柱状図・基礎伏図	1：100	
A－05	特記仕様書-4	―		A－19	部分詳細図-1	1：10		S－06	伏図・軸組図	1：100	
A－06	付近案内図	―		A－20	部分詳細図-2	1：30		S－07	断面リスト・雑配筋図	1：60	
A－07	配置図	1：100		A－ 21	仮設計画図	1：100					
A－08	敷地・床面積求積図	1：100									
A－09	仕上表										
A－10	平均地盤算定図・法チェック表	1：150									
A－11	平面図	1：100									
A－12	立面図	1：100									
A－13	断面図	1：100									

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	図面目録
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮　尺	―
摘　要		図面番号	A-01
検　印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役　喜納 正
		資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士　喜納 正
		登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
		所在地	沖縄県 那覇市字国場385番地

建築工事特記仕様書［建築工事編］沖縄県土木建築部

令和6年7月改定版

1 工事概要

(1) 工　事　名　：ターン台等保管倉庫建築工事

(2) 工 事 場 所　：沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1　（地域地区等：重要伝統的建造物群保存地区）

(3) 敷 地 面 積　：　233.46　㎡

(4) 工 事 種 目　：

ア 建築物

建築物の名称	保管倉庫		
主要用途	倉庫		
構造及び階数	WRC造・1階建て		
工事種別	新築		
建築面積	50.00㎡	㎡	㎡
延べ面積	50.00㎡	㎡	㎡

イ 工作物及び立木

工作物等の名称	土留め壁		
数量	図示		

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 6 年 10 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1) 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」[令和4年版]（以下「標準仕様書」という。）による。

(2) 特記仕様

ア　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

イ　特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。

「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。

「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。

ウ　項目及び特記事項に記載の（ . . ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

エ　特記事項に記載の（参－ . ）は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア　本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

イ　調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

ウ　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ　本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこ

ウ　暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこ

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3．取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア　本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ　工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

(4) 工事監理業務への協力等

ウ　設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ　建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ　過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。

ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ　さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。

オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。

カ　下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ　アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア　受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ　受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア　本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ　本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ　「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア　受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】

https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

章	項　目	特　記　事　項

1 一般共通事項

1 適用基準等

・建築工事監理指針（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

・建築工事標準詳細図（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部

・敷地調査共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部

・建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和6年版）（一社）公共建築協会

・営繕工事写真撮影要領（令和5年版）

・磁気探査実施要領（令和2年1月）沖縄県土木建築部

・沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（平成25年12月）沖縄県土木建築部

・構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（令和4年4月）沖縄県土木建築部

2 工事実績情報の登録（1.1.4）

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。

3 工事の一時中止に関する事項（1.1.9）

工事の一時中止に係る計画の作成

(1)　契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

(2)　工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

4 工事の余裕期間

・ 余裕期間を設定する工事　【　　方式】

【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】

(1)　本工事は余裕期間として【　日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。

(2)　余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。

このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。

(3)　その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」によ

5 概成工期（1.2.1）

図示された範囲は【令和　年　月　日】までに完了すること。

6 品質計画等（1.2.2）

建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。

(1)　風速：V0=　　m/s （平12建告第1454号第2）

(2)　地表面粗度区分：

(8.4.3)（8.5.3）(9.4.4)（10.5.3）(13.2.3)（13.3.3）(13.4.3)（14.7.3）(16.14.5)（23.5.4）

7 施工図等（1.2.3）

(1)　施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

(2)　現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。

(3)　施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。

8 工事の記録（1.2.4）

沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

9 電気保安技術者（1.3.3）

電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。

10 施工条件（1.3.5）

施工順序等の制約　・無し

・有り【・現場説明書による・図示・　　】

工事車両の駐車場所　：・図示・現場説明書による・協議による

資材、機材置場　　：・図示・現場説明書による・協議による

建設発生土の仮置場　：・図示・現場説明書による・協議による

その他の施工条件　　：・図示・現場説明書による・協議による

11 施工中の安全確保及び環境保全等（1.3.7）（1.3.10）

(1)　「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号　最終改正平成13年4月9日　国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。

(2)　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

ア　バックホウ

イ　車輪式トラクタショベル

ウ　ブルドーザ

エ　発動発電機

オ　空気圧縮機

カ　油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）

キ　ローラ類

ク　ホイールクレーン

12 交通安全管理（1.3.8）

国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日　沖縄県公安委員会告示第38号）

13 発生材の処理等（1.3.11）

(1)　マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類
発注者に引き渡すもの	なし
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	なし
現場において再利用を図るもの	なし

(2)　本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。

(3)　受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

(4)　受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。だたし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。

(5)　本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

(6)　アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について

ア　舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、廃棄物という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

イ　発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。

ウ　発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事			工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1			図面名称	特記仕様書-1
発注機関	渡名喜村教育委員会			縮　尺	NO-SCALE
摘　要				図面番号	A-02
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者 名　称	有限会社 め～ぱる設計工房
				資格者氏名	一級建築士 第298746号　喜納 正
				登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
				所 在 地	沖縄県那覇市字国場385番地

1 一般共通事項（続き）

14 主任技術者・監理技術者

(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。

ア 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

15 主任技術者等の資格

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。
・1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。
(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

16 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）

※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。

17 工事の保険等

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
【・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 ・請負業者賠償責任保険】
(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

18 ゆいくる材について

(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。
(2) ゆいくる材の品質質理
ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

19 技能士（1.5.2）

適用工事種別	技能検定作業
※建築工事監理指針による	

20 化学物質の濃度測定（1.5.9）

(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数

測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考
倉庫	1	完了時	

(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

21 完成時の提出図書（1.7.1）（1.7.2）（1.7.3）

※完成図 ※保全に関する資料
(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。
(2) 完成図は、（表1.7.1）に次表を含むものとする。

種類	記入内容
詳細図	監督員との協議による。

(3) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。
(4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。
(5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいくる材利用状況報告書
イ ゆいくる材出荷量証明書
(6) 建築物等の利用に関する説明書について
・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。
(7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定すぇ

22 設計図CADデータの貸与

本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

23 情報共有システム

(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること
【インターネット環境】：ブロードバンド回線
【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10
【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge
情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）

24 墜落制止用器具

・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。

25 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

26 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について

・ 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。
受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。

2 仮設工事

1 工事用水

構内既存の施設：【・利用不可 ・利用できる（・有償 ・無償）】

2 工事用電力

構内既存の施設：【・利用不可 ・利用できる（・有償 ・無償）】

3 環境対策について

(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。
(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。

4 足場その他（2.2.4）

・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

5 監督員事務所（2.3.1）

規模（㎡）		
仕上げ	床	
	内壁・天井	
	屋根	
備品の種類及び数量		

3 土工事

1 埋戻し及び盛土（3.2.3)(表3.2.1）

埋戻し及び盛土の種別：
【 ・A種 適用場所（ ）
・B種 適用場所（ ）
・C種 適用場所（ ）
土質（ ） 受渡場所（
・D種 適用場所（ ） 】

2 建設発生土の処理（3.2.5）

建設発生土の処分は次による。
※ 構外搬出適切処理
搬出先名称（ ）
搬出先所在地（ ）
運搬距離（ km ）
搬出先基準（条件）（ ）
・ 構内堆積 ・構内敷きならし

4 地業工事

1 載荷試験（4.2.3）（4.2.4）

	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項
杭	・水平試験 ・鉛直試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・
地盤	・平板載荷試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・

2 杭地業

(1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)（4.4.4）（4.5.1）

杭地業の種類	工法
・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	・ セメントミルク工法 ・ 特定埋設杭工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・（ ）工法
・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)	・ アースドリル工法 ・（ ）工法
・ 鋼杭地業	
・ 場所打ちコンクリート杭地業	

(2) 杭の寸法等 (4.2.2)（4.3.3）（4.4.3）（4.5.4）

	杭径	杭長（m）	種類	継手数	先端部の形状	備考
試験杭						位置は図示による
本杭						

(3) 杭の品質等 (4.3.4)～(4.3.8)（4.4.4）～(4.4.6)

設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理

(4) 支持層 (4.3.4)（4.3.5）(4.5.5)（4.5.6）

支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ

(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4)
ア 鉄筋

帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考
【・(参ー2.2) ・図示 】		

イ セメントの種類 【・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・図示 】
ウ コンクリート

設計基準強度	種別	備考

3 床下防湿層（4.6.5）

防湿層の範囲は、図示による。

5 鉄筋工事

1 鉄筋（5.2.1）

種類の記号	呼び名（mm）	備考
図示による		

2 溶接金網（5.2.2）

網目の形状	寸法	鉄線の経	備考

3 継手及び定着（5.3.4）

(1) 継手の種類等

施工部位	継手の種類	備考（重ね継手の長さ等）
図示による		

(2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。
(3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。 ・ 】

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（5.3.5）

(1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ：
(2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ：**図示による**
(3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法：

5 各部配筋（5.3.7）

施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項
	【・（参ー . ）による。 ・図示 】	
	【・（参ー . ）による。 ・図示 】	

6 機械式継手

機械式継手の種類： ・図示 ・

6 コンクリート工事

1 コンクリートの強度

気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度（Fc）	施工部位
・普通コンクリート ・軽量コンクリート	※Ⅰ類 ・Ⅱ類	図示による	図示による
・普通コンクリート ・軽量コンクリート	※Ⅰ類 ・Ⅱ類		
・普通コンクリート ・軽量コンクリート	※Ⅰ類 ・Ⅱ類		

(6.2.1)（6.2.2）(6.2.3)（6.10.1）(6.13.1)（6.14.1）(6.15.1)

2 コンクリートの材料

(1) セメントの種類
【※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種 ・ 】
(2) ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種の適用箇所：【・図示 ・ 】
(3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分： ※A ・B (6.3.1)

3 コンクリートの強度試験

材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。

4 コンクリート打放し仕上げ（6.2.5）（6.8.1）

仕上げの種別	打増し厚さ	施工部位	備考
B種	20mm	図示による	

5 コンクリートの品質管理

工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報告する。

6 打継ぎ（6.6.4）

打継ぎ目地の寸法は、図示による。

7 型枠（6.8.1）（6.8.2）

(1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ
【・20mm ・( )mm 】
(2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。
(3) MCR工法の適用： ・有り【 使用箇所： ・図示 ・ 】

8 軽量コンクリート（6.10.1）（6.10.2）

施工部位	種類	気乾単位容積質量
	・1種 ・2種	

水又は土に接する軽量コンクリートの使用
・ 有り【使用箇所：・図示 ・ 】

9 暑中コンクリート

暑中コンクリートの適用は【 **那覇**市 】の日平均気温の平年値が25℃を超える【 **5月 28日**】から【 **10月 20日**】までとする。
(注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【 】を記載すること。

10 品質確保

ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの品質確保については、「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの品質確保について」（平成15年11月10日付け国営建第95号）及び「「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの品質確保について」の運用について」（平成15年11月10日付け国営技第71号）を適用する。

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	特記仕様書-2
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮 尺	NO-SCALE
摘 要		図面番号	A-03

検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	
				名 称	有限会社 め～ぱる設計工房
				資格者氏名	一級建築士 第298746号 喜納 正
				登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
				所 在 地	沖縄県那覇市字国場385番地

7 鉄骨工事

1 鋼材(7.2.1)
(表7.2.1)

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

2 高力ボルト
(7.2.2)(7.3.2)
(7.4.2)(7.4.7)

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

すべり係数試験 ：【・実施する ・実施しない 】
試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示 ・ 】

3 普通ボルト
(7.2.3)(7.3.2)

径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

4 アンカーボルト
(7.2.4)(7.3.2)
(7.10.3)
(表7.10.1)

・ 構造用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

・ 建方用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

5 デッキプレート
(7.2.7)(7.7.8)

施工部位	材質	形状	寸法	備考

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示 ・ 】

6 スタッド
(7.2.8)

施工部位	材質	形状	寸法	備考

7 柱底均しモルタル(7.2.9)

材料	厚さ	種別	備考

8 材料試験等
(7.2.10)
引張りを受ける材料の試験等: ・実施する【図示( )】

9 仮組(7.3.10)
仮組の実施 ：【・実施する ・実施しない 】

10 溶接
(7.6.3)(7.6.4)
(7.6.7)(7.6.12)

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験

11 塗料の種別
(7.8.4)
(表18.3.1)
錆止め塗料の種別:【 ・A種 ・B種 】

12 耐火被覆の種類及び性能
(7.9.2)(7.9.3)

種類	所要性能及び摘要箇所

13 その他(7.11.2)
(7.12.5)
(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法:
(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:
【 ・ブラスト処理
・ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法: 】

8 コンクリートブロック・ALCパネル・ECP工事

1 補強コンクリートブロック造
(8.2.2)(8.2.4)
(8.2.5)

ブロックの種類及びモデュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

2 コンクリートブロック帳壁及び塀
(8.3.2)-(8.3.4)

ブロックの種類及びモデュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

塀の場合の化粧ブロックの有無 ：【・有り ・無し】

3 ALCパネル
(8.4.2)-(8.4.5)
(表8.4.2)
(表8.4.3)
(1) パネルの種類等

パネルの種類	単位荷重	厚さ	長さ	構法

(2) 床パネルの耐火性能:【・1時間 ・2時間】
(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅:
【・図示 ・( )mm】
(4) 耐火目地材の適用:【・適用する ・適用しない】

4 押出成形セメント板(ECP)
(8.5.2)-(8.5.4)
(表8.5.1)
(表8.5.2)

パネルの種類	表面形状	厚さ	幅	取付工法

5 外壁パネル工法
(8.4.3)(8.5.3)
(1) 地震に対する安全性
設計用震度(K_H)

設計用震度	帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材)の性能
設計用水平震度(K_H) ※1.0 ・ 設計用鉛直震度(K_V) ※0.5 ・	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度以内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基規準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む。）が定める値とする。

(2) 構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材）の性能
・1/100 ・1/200 ・	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと

9 防水工事

1 防水の種類
(1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)

防水の種類	厚さ	施工箇所

(2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3)

防水層の種別	工法	備考

(表9.2.3)-(表9.2.9)(表9.3.1)-(表9.3.3)
(表9.4.1)-(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)

(3) その他の材料等
・ 押え金物 :(材質)(寸法)
・ 絶縁用シート :(材料)
・ 断熱材 :(材質)(厚さ)
・ 立上り部保護 :(材料)(工法等)
・ 脱気装置 :(種類)(設置数)
・ 仕上げ塗料 :(種類)(使用量)

(4) 施工
・ 下地の処理方法等 :( )

2 シーリング
(9.7.2)(9.7.3)
(9.7.5)
(16.14.5)
(17.3.2)

シーリング材の種類	施工箇所	試験等
図示による		※簡易接着性試験 ・
		※簡易接着性試験 ・

3 保証
(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。

10 石工事

1 石材(10.2.1)
(表10.2.1)
(表10.2.2)
(1) 天然石

施工箇所	種類	表面仕上げの種類
図示による		

(2) テラゾ

施工箇所	種石の種類、大きさ	形状及び寸法	表面仕上げの種類

2 壁の石張り工法
(10.3.2)(10.4.2)
(10.5.2)
(1) 工法、加工等

工法	厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考
外壁湿式工法	**30**	**止水処理**		

(10.2.2) (2) 乾式工法の方式:【・スライド方式 ・ロッキング方式】
(3) あと施工アンカーの材質及び寸法:
(10.2.3) (4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:

3 床及び階段の石張り
(10.6.2)(10.6.3)

厚さ	石裏面処理	目地幅	備考

4 特殊部位の石張り(10.7.1)
(10.7.2)(10.7.3)

施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

11 タイル工事

1 タイル
(11.2.2)(11.3.2)
(1) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性

(2) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】
(3) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】

2 あと張り工法
(11.2.6)(11.3.7)
(表11.2.3)
(表11.3.2)
壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理:
【・MCR工法 ・目荒らし工法】

12 木工事

1 木材
(12.2.1)
(表12.2.1)
(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種
木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種
(2) 製材
【・「製材の日本農林規格」による
・「製材の日本農林規格」以外による】
【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材
・広葉樹製材 ・ 】

(表12.2.2)

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理

(3) 造作用集成材
【・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】
【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材
・化粧ばり構造用集成材 ・ 】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ

(4) 造作用単板積層材
【・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理

(5) 合板等 【 ・普通合板 ・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等

(6) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性

(7) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級

2 土壌の防蟻処理
(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行) Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理とする。
(2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。
(3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

3 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1)(12.3.2)
木材処理(防蟻・防虫)
(1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材
(2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。
(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証
(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺
(13.2.2)

施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等

下葺材料:【・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ940 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ】

2 折板
(13.3.2)

施工箇所	形式の区分	山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ

(1) 軒先面戸板の適用:【・有り ・なし】
(2) 断熱材張り【・実施する ・実施しない】

3 県産瓦葺
(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。
(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
【・1名以上配置
・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】

4 瓦
(13.4.3)
(1)瓦の緊結方法 :( )

5 とい(13.5.2)
(表13.5.1)

材種	規格名称	材質	備考

14 金属工事

1 あと施工アンカー(14.1.3)
あと施工アンカーの引抜試験:【・実施する ・実施しない】

2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
表面処理の種別をB－1種又はB－2種としたときの複合皮膜の種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(14.2.2)(14.7.2)(14.8.2)(14.8.3)(表14.2.1)

3 鉄鋼の亜鉛めっき

施工箇所	種別	表面処理方法

(14.2.3)(表14.2.2)

4 軽量鉄骨天井下地
(14.4.3)(14.4.4)
屋外の軽量鉄骨天井下地

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	野縁の間隔	備考

・補強方法等(図示による)

5 金属成形板張り
(14.6.2)(14.6.3)
(1) 金属成形板の種別及び表面処理:
(2) 長尺の場合における伸縮調整継手:

6 アルミニウム製笠木(14.7.2)
(14.7.3)
(表14.7.1)
(1) 構成部材による種類:
(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。
種別:【 ・A－1 ・B－1】
種別をB－1とした場合の複合皮膜の種類:
【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(3) 固定金具の間隔及び固定方法:

15 左官工事

1 ラス系下地
(15.2.4)
(1) 種類: ・通気工法(・二重下地 ・単層下地)
・直貼り工法(・ﾗｽﾓﾙﾀﾙ下地 ・ﾗｽｼｰﾄﾓﾙﾀﾙ下地)
・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合( )
(2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様( )

2 せっこうボードその他のボード下地(15.2.5)

材料	種類	厚さ

3 モルタル塗り
(15.3.2)(15.3.5)
(1) モルタル:・現場調合材料 ・既調合材料( )
(2) 既製目地材の適用及び形状:
(3) 床の目地の設置及び工法:
(4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験:
【・実施する ・実施しない】

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	特記仕様書-3
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮 尺	NO-SCALE
摘 要		図面番号	A-04

検 印	管理建築士	設 計	製 図		
				設計者 名 称	有限会社 め～ぱる設計工房
				資格者氏名	一級建築士 第298746号 喜納 正
				登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
				所 在 地	沖縄県那覇市字国場385番地

15 左官工事〈続き〉

4 仕上塗材仕上げ(15.6.2)
(表15.6.1)

種類	呼び名	仕上げの形状・工法等
図示による		

5 マスチック塗料塗り(表15.7.2)

工程	種別	塗料その他

6 せっこうプラスター塗り
(15.8.2)(15.8.3)

(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター
・既調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ(下塗り用) ・現場調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ(下塗り用)
(2) 上塗り: ・既調合ﾌﾟﾗｽﾀｰ(上塗り用) ・しっくい塗り

7 しっくい塗り
(15.10.2)

(1) しっくい: ・現場調合材料 ・既調合材料( )

8 ロックウール吹付け(15.12.3)

仕上げ厚さ:

16 建具工事

1 防火戸等
(16.1.3)(16.1.6)

(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。
(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。

2 見本の製作等
(16.1.4)

(1) 建具見本の製作:【・行う ・行わない】
(2) 特殊な建具の仮組:【・実施する ・実施しない】

3 アルミニウム製建具
(16.2.2)
(16.2.4)
(16.2.5)
(表14.2.1)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
図示	**S-6**	**A-4**	**W-5**	**70**	**図示**

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			
・耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類
種別:B－1
複合皮膜の種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(4) 結露水の処理方法:
(5) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。

4 樹脂製建具
(16.3.2)
(16.3.3)
(16.3.4)
(16.3.5)
(表16.3.1)
(表16.3.2)
(表16.3.3)
(表16.3.4)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			

(3) 表面色:
(4) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。
(5) ガラス: ※複層ガラス・単板ガラス ・三重ガラス ・
(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】

5 鋼製建具
(16.4.1)(16.4.2)

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類: 【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】
(4) 重量がある扉等
・ 24 その他 1重量がある扉等 による.

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) ビニル被覆鋼板:【・使用する ・使用しない】
(4) カラー鋼板の適用:【・使用する ・使用しない】

7 ステンレス製建具
(16.6.2)(16.6.3)

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 表面仕上げ:【※HL ・バイブレーション ・鏡面 ・ 】

8 木製建具
(16.7.2)
(16.7.4)

(1) かまち戸
かまちの樹種: 、鏡板の樹種:
(2) ふすま
上張りの種類: 、縁の仕上げ:

9 建具用金物
(16.8.2)(16.8.3)
(表16.8.1)

(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法

形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考
図示			

(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。

10 鍵
(16.8.4)

(1) マスターキー:【・製作する ・製作しない】
(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

11 自動ドア開閉装置(16.9.3)
(表16.9.4)

(1) 戸の開閉方法:【・引戸 ・開き戸 ・折戸】
(2) センサーの種類:

12 シャッター
(16.11.2)
(16.12.2)
(16.12.4)

(1) シャッターの種類:【・重量( ) 軽量】
(2) 耐風圧強度:
(3) 開閉機能: 【・手動式 ・電動式】
(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:
【・設ける ・設けない】
(5) スラットの形式:
【・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形】

13 オーバーヘッドドア(16.13.2)

(1) 耐風圧性能の区分:
(2) 開閉機能: 【※バランス式 ・チェーン式 ・電動式】
(3) 収納形式による区分:

14 ガラス
(16.14.2)
(16.14.4)
(16.14.5)

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
図示		

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種
外部建具	**シリコーン系 SR-1**

(3) 熱線反射ガラスの映像調整:
(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧カバー

17 カーテンウォール工事

1 カーテンウォール
(17.2.2)
(17.2.3)
(17.2.6)
(17.3.2)
(17.3.3)
(17.3.6)

(1) カーテンウォールの種類:【・メタル ・PC】
(2) 性能

耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性

(3) 材料の種類

金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガスケット

(4) 先付け材料: 【・建具枠 ・ｺﾞﾝﾄﾞﾗ用ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ ・ 】
仕様等については、図示による。
(5) メタルカーテンウォール製品の見え掛り部分の仕上げ:

(6) PCカーテンウォールの仕上げ:
(7) 構造ガスケットを用いるガラスの取付け:

18 塗装工事

1 塗装の種類及び種別
(18.1.7)
(18.2.2)
－(18.13.2)

塗装面	素地ごしらえ工程の種別	塗料の名称・種類	塗装工程の種別	施工箇所

防火材料の指定【・有 ・無】

2 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 】年間とする。

19 内装工事

1 ビニル床シート等
(19.2.2)
(19.2.3)

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り ・無し
				・有り ・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

(3) 特殊機能床材の適用:
【・帯電防止床シート又は床タイル ・視覚障害者用床タイル
・耐動荷重性床シート ・防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

2 カーペット敷き
(19.3.2)
(19.3.3)
(表19.3.1)
(表19.3.2)

施工箇所	ｶｰﾍﾟｯﾄの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
				・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・全面接着
				・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ・全面接着

(1) 帯電性の適用 【・有り ・無し】
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

3 合成樹脂塗床
(19.4.3)

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)

4 フローリング張り
(19.5.2)(19.5.3)

5 フローリングボードの特殊張り

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

6 畳敷き
(19.6.2)

(1) 畳の種別【・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別:)】
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

7 せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(19.7.2)
(19.7.3)
(表19.7.5)

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※図示(A－)による。

※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。
(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:
【・ 】
品質及び防火性能: 【 】

8 壁紙張り
(19.8.2)

9 断熱及び防露
(19.9.3)(19.9.4)

断熱材の種類及び厚さ: 【厚25木毛セメント板】

20 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア(20.2.2)

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗

2 可動間仕切
(20.2.3)

施工箇所	構造形式	構成基材	遮音性	表面仕上げ	建具寸法等

3 移動間仕切
(20.2.4)

施工箇所	種類	表面材	操作方法	遮音性	備考

あと施工アンカーの使用: 【・有り ・無し】 材質、寸法等は図示による。

4 トイレブース
(20.2.5)

表面材の材質	脚部の形状及び寸法	ドアエッジの形状及び材質

5 手すり
(20.2.6)

(1) 手すり
【・SUS304 (表面処理 ・ ※HL程度)
・鋼製 表面処理 溶融亜鉛めっき
(※標準仕様書表14. 2. 2による種別 (・ 種))
・ 】

6 階段滑り止め
(20.2.6)

材種	形状	寸法	備考

7 ブラインド
(20.2.14)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅	施工箇所

8 ロールスクリーン(20.2.15)

操作方式	幅及び高さ	材種	品質等	施工箇所

9 カーテン
(20.2.16)

形式	開閉操作	きれ地の種別等	施工箇所	備考

10 間知石及びコンクリート間知ブロック積み
(20.4.2)
(20.4.3)

(1) 間知石

材種	目塗り	目地の材種・厚さ等	施工箇所
			図示【A－ 】

(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分 :【・ 】

11 くつふきマット

(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製
・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製】
(2) 受け枠の材種:
【・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製】

12 流し台ユニット

名称	寸法	適用内容	規格・品質	備考
流し台				
コンロ台				
木製棚	**図示**		**図示**	

21 排水工事

1 排水管
(21.2.1)

材種	管の種類	呼び径	備考

2 側塊、排水枡等
(21.2.1)

(1) 側塊

形状	寸法	備考

(2) 排水枡

種類	適用荷重	備考

2 側塊、排水枡等
(21.2.1)

(3) グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	備考

(4) 地業の材料: 【 】

3 基床(21.2.2)

基床の厚さ及び種類:図示による。

4 街きょ、縁石及び側溝(21.3.1)

コンクリート縁石及び側溝

名称	規格名称	形状	寸法等	備考

22 舗装工事

1 路床(22.2.2)
(22.2.3)(22.2.5)
(表22.2.1)

(1) 路床の種類等

層の種類	厚さ	盛土の材料	路床安定処理	試験

(2) ジオテキスタイルの適用及び品質:

2 路盤
(22.3.2)(22.3.5)

(1) 路盤の厚さ: 【 】
(2) 締固め度試験: 【 】

3 アスファルト舗装
(22.4.2)
(22.4.4)
(22.4.5)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-) ・ 】
(2) 加熱アスファルト混合物等の種類:
【・密粒度アスファルト混合物(13)
・再粒度アスファルト混合物(13)】
(3) シールコートの適用: 【・有り ・無し 】

4 コンクリート舗装(22.5.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-) ・ 】

5 カラー舗装
(22.6.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-) ・ 】
(2) 種類: 【・加熱系( ) ・常温系( ) 】
(3) 添加する着色骨材又は自然石
【・図示による(A-) ・ 】
(4) その他 【・ 】

6 透水性アスファルト舗装
(22.7.2)

構成及び厚さ:【・図示による(A-) ・ 】

7 ブロック系舗装
(22.8.1)

(1) ブロック系舗装の適用: 【・コンクリート平板舗装 ・インターロッキングブロック舗装 ・舗石舗装】
(2) 種類及び寸法等:【 ・図示による(A-) ・ 】
(3) ジオテキスタイルの適用及び品質: 【 】

23 植栽及び屋上緑化工事工事

1 植栽地の確認
(23.1.3)
(23.2.2)
(23.2.3)

(1) 植栽地の土壌試験:
(2) 暗きょ、開きょ及び排水層等の設置は、図示による。
(3) 土壌改良材:
(4) 植込み用土:

2 植樹
(23.3.2)
－(23.3.4)
(23.3.6)

(1) 種類等

樹木の種類	樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	支柱の形	備考
				整備範囲は図示による

(2) 新植樹木の枯補償の期間: 【※1年 ・( )年】
(3) 移植樹木の枯損処理を行う期間:【※1年 ・( )年】

3 芝張り等
(23.4.2)

(1) 芝の種類:
(2) 種子の種類及び量:
(3) 地被類

樹種	芽立数	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数

4 屋上緑化
(23.5.2)(23.5.3)
(23.5.4)

土壌層の厚さ	排水層の厚さ	樹木の樹種、寸法、数量	支柱の形式	かん水装置

※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。
※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。

24 その他

1 重量がある扉等

・図示による【・(A-) ・ 】

・施工図及び施工計画書(工場製作要領書・工事現場施工要領書を含む)の記載事項は、標準仕様書16章建具工事に加え、標準仕様書7章鉄骨工事に準じることとし、扉の取り付け方法、溶接、塗装計画、ボルト等接合作業手順等を考慮しながら品質計画を作成する。施工図及び施工計画書を工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出し承諾を得るものとする。

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	特記仕様書-4
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮 尺	NO-SCALE
摘 要		図面番号	A-05

検 印	管理建築士	設 計	製 図		
				設計者	名 称 有限会社 め～ぱる設計工房
					資格者氏名 一級建築士 第298746号 喜納 正
					登録番号 一級建築士事務所 知事登録第148-915号
					所 在 地 沖縄県那覇市字国場385番地

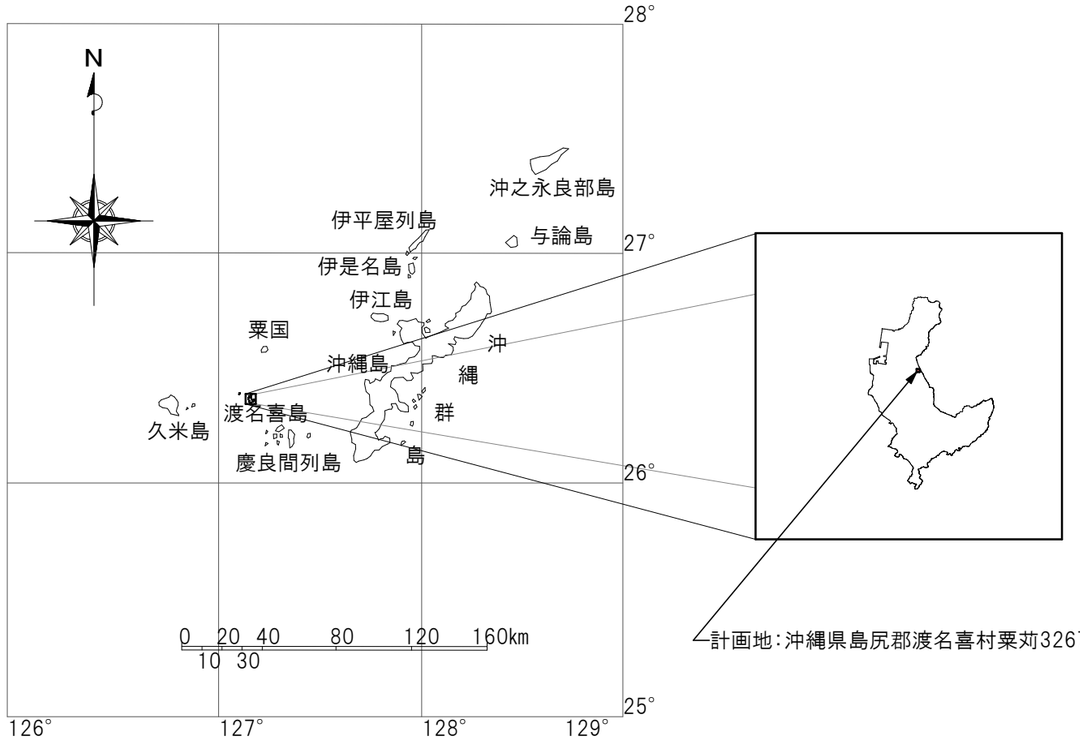

位置図
NO-SCALE

付近見取図
NO-SCALE

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称 縮 尺	付近案内図 —	
発注機関	渡名喜村教育委員会				図面番号	A-06	
摘 要					設計者	名 称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
検 印	管理建築士	設 計	製 図			資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
						登 録 番 号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
						所 在 地	沖縄県那覇市字国場385番地

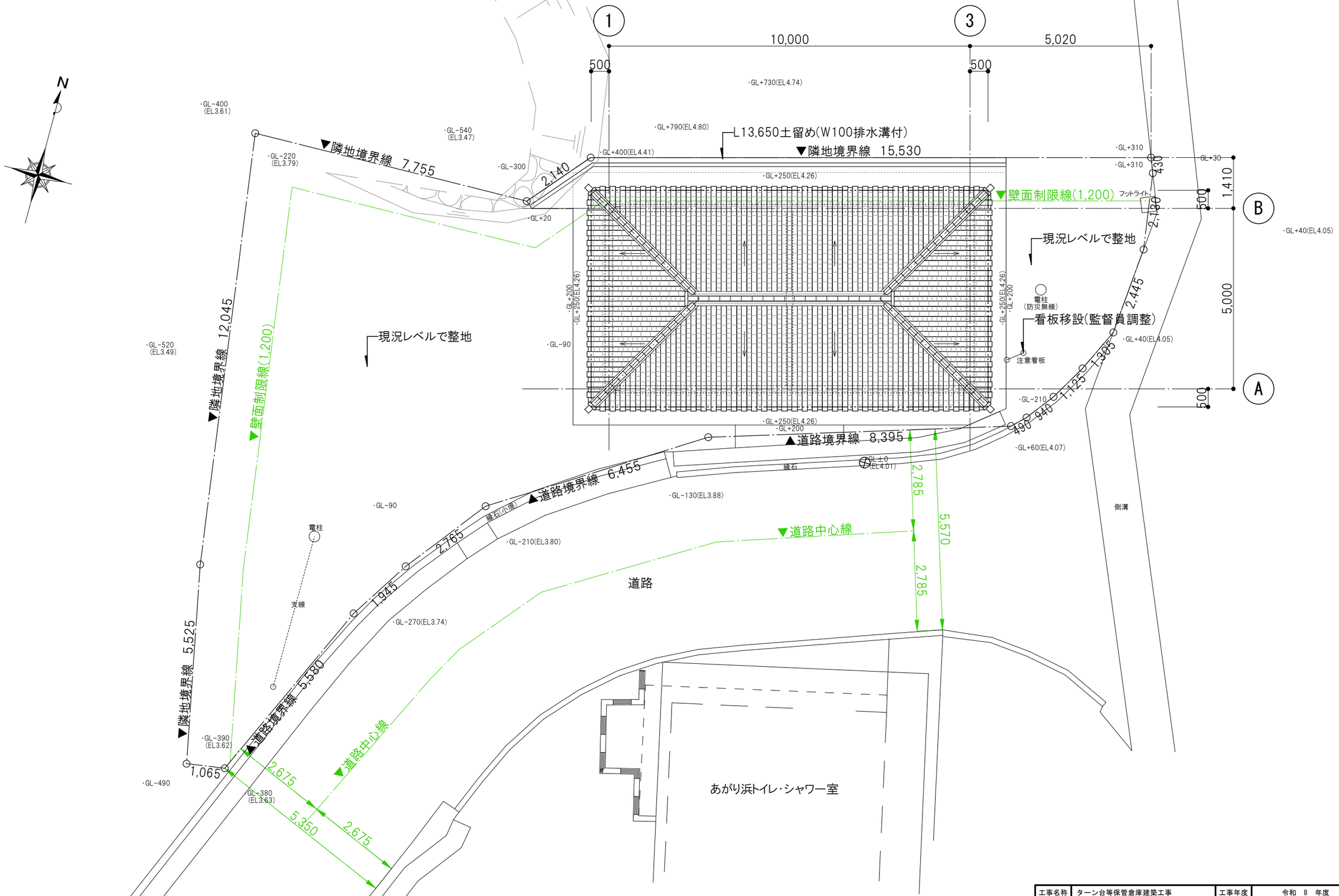

配置図
SCALE＝1:100

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	配置図
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)
摘要		図面番号	A-07
検印	管理建築士 / 設計 / 製図	設計者 名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
		資格者氏名	一級建築士 大臣 登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
		登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
		所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

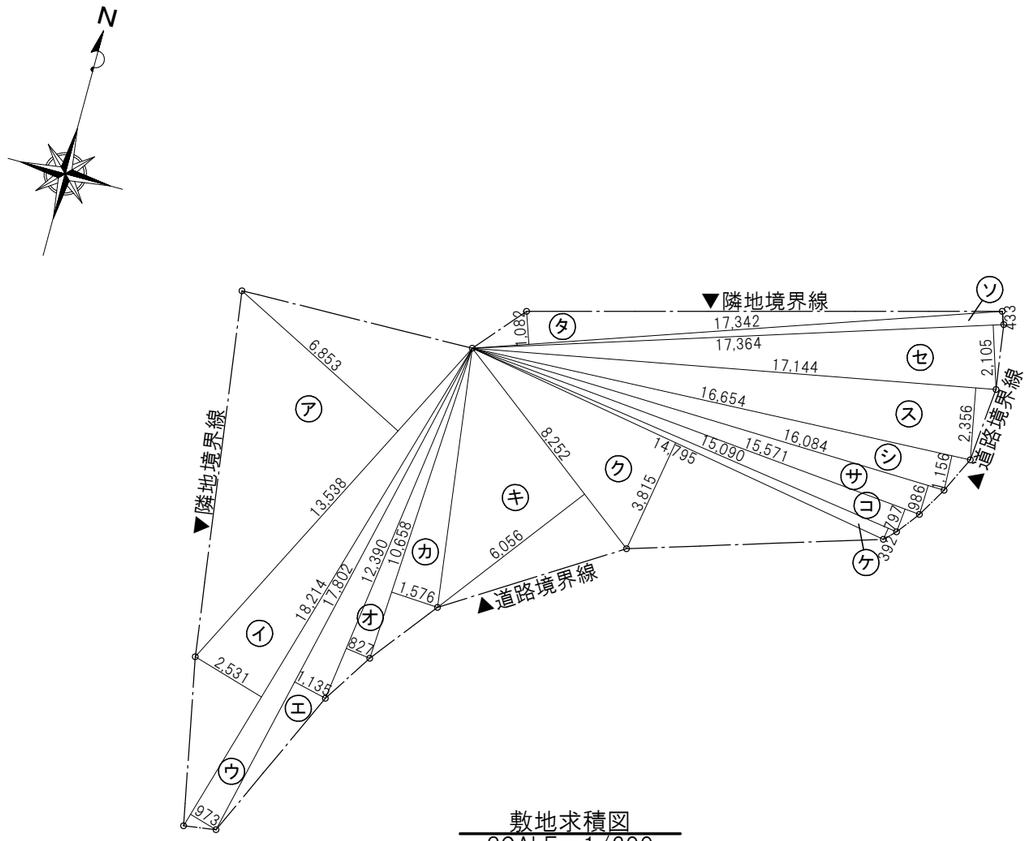

敷地求積図
SCALE＝1/200

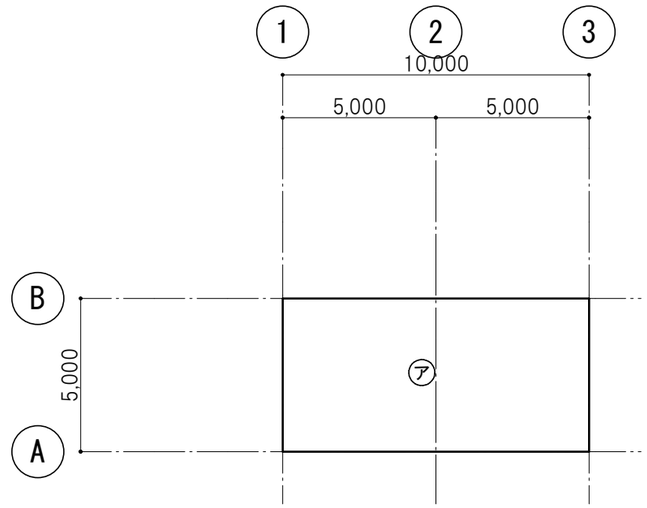

求積図
SCALE＝1/200

■敷地面積算定表【法52～53】

記号	計算式(m)	面積(㎡)
㋐	13.538 × 6.853 / 2	46.388
㋑	18.214 × 2.531 / 2	23.0498
㋒	18.214 × 0.973 / 2	8.8611
㋓	17.802 × 1.135 / 2	10.1026
㋔	12.390 × 0.827 / 2	5.1233
㋕	10.658 × 1.576 / 2	8.3985
㋖	8.252 × 6.056 / 2	24.9871
㋗	14.795 × 3.815 / 2	28.2215
㋘	15.090 × 0.392 / 2	2.9576
㋙	15.571 × 0.797 / 2	6.205
㋚	16.084 × 0.986 / 2	7.9294
㋛	16.654 × 1.156 / 2	9.626
㋜	17.144 × 2.356 / 2	20.1956
㋝	17.364 × 2.105 / 2	18.2756
㋞	17.364 × 0.433 / 2	3.7593
㋟	17.342 × 1.082 / 2	9.382
	合計	233.4624
	端数処理	233.46

■床面積算定表【法53、令2、規1】

記号	計算式(m)	面積(㎡)
㋐	5.000 × 10.000	50.0000
	合計	50.0000
	端数処理	50.00

■建築面積算定表【法53、令2、規1】

記号	計算式(m)	面積(㎡)
	床面積算定表より	50.0000
	合計	50.0000
	端数処理	50.00

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称 縮 尺	敷地・床面積求積図 S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
発注機関	渡名喜村教育委員会				図面番号	A-08	
摘 要					設計者	名 称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
検 印	管理建築士	設 計	製 図			資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
						登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
						所 在 地	沖縄県那覇市字国場385番地

■外部仕上表　　※図面中、特記なき限り下記に準ずる。

屋根	厚150コンクリート打　刷毛引き仕上にうえ 沖縄在来瓦葺き(漆喰塗り)　全数ステンレスビス留め (屋根下で内部に面する部分は、厚25木毛セメント板同時打込)	軒裏	コンクリート打補修　EP塗り	打継目地	20×20目地:20×15 ポリウレタン系(PU-2)シーリング
外壁	コンクリート打　厚12杉板貼りのうえ木材保護塗装塗り 腰壁:厚30琉球石灰岩張り(切肌)	軒先	コンクリート打補修　複層塗材RE仕上	シーリング	サッシ廻り:10×10 変成シリコン系(MS-2)
外壁 (開口部廻り)	コンクリート打木目仕上　着色クリア塗装塗り	犬走り	床:厚150コンクリート金鏝(D10@200クロス)	通気孔	φ100樹脂製開閉プッシュ式(フィルター付)

■内部仕上表　　※図面中、特記なき限り下記に準ずる。

階	室　名	天井高	床			巾木		壁			廻り縁		天井			備　考
			下地	仕上	塗装	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	
1	倉庫	2,850 ～ 3,800	C	コンクリート打金鏝仕上のうえ 表面強化材塗布	—	—	—	C	コンクリート打補修	EP	—	—	C	厚25木毛セメント板(同時打込)	EP	・木製棚:L4,800×H1,400×D600

■特記事項

・型枠は厚12㎜ラワン合板(JAS規格品)新品を使用する事。
・「コンクリート補修」とは、サンダー掛けパーライトセメント全面補修を示す。
・土壌処理は床下全部及び壁芯、柱芯より1mまでを範囲とし薬品はキシラモンとする。(社)日本しろあり対策協会等の認定品を使用する。
・土壌処理範囲は、厚0.15防湿シートを敷き詰めること。
・各種木材は充分乾燥した物及び防虫、防蟻、JAS第1種加圧処理材を使用する事。
・室内に面する仕上げ(材料及び塗装)は、シックハウス対策品(F☆☆☆☆)とし、試験成績書、大臣認定書を提出する事。
・室内に面する仕上げに使用する接着剤は、シックハウス対策品(F☆☆☆☆)とし、試験成績書、大臣認定書を提出する事。
・本工事に疑義が生じた場合は、係員の指示に従う事。
・仕上材料はすべて見本品を提出して、係員の承諾を得る事。
・コンクリート打設後の養生はスラブ上はもちろんのこと、壁、梁部分もシート等で覆い湿潤養生を基本とする。

■凡例(下地・仕上)　　※図面中、特記なき限り下記に準ずる。

C	コンクリート	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り
CB	コンクリートブロック	AEP	合成樹脂エマルションペイント塗り
MDF	熱圧成形中質繊維板	OS	オイルステイン塗り
LGS	軽量鉄骨	CL	クリアラッカー塗り
PB	石膏ボード	PU	ポリウレタン3回塗り
S	鋼製床組	RE	複層仕上塗材
W	木製床組・木製軸組		

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称 縮　尺	仕上表 —
発注機関	渡名喜村教育委員会	図面番号	A-09
摘　要			
検　印	管理建築士　設　計　製　図	設計者	名　称：有限会社 め～ばる設計工房　代表取締役　喜納 正
			資格者氏名：一級建築士(大臣)登録 第293746号　管理建築士　喜納 正
			登録番号：一級建築士事務所 知事登録第149-915号
			所　在　地：沖縄県 那覇市字国場385番地

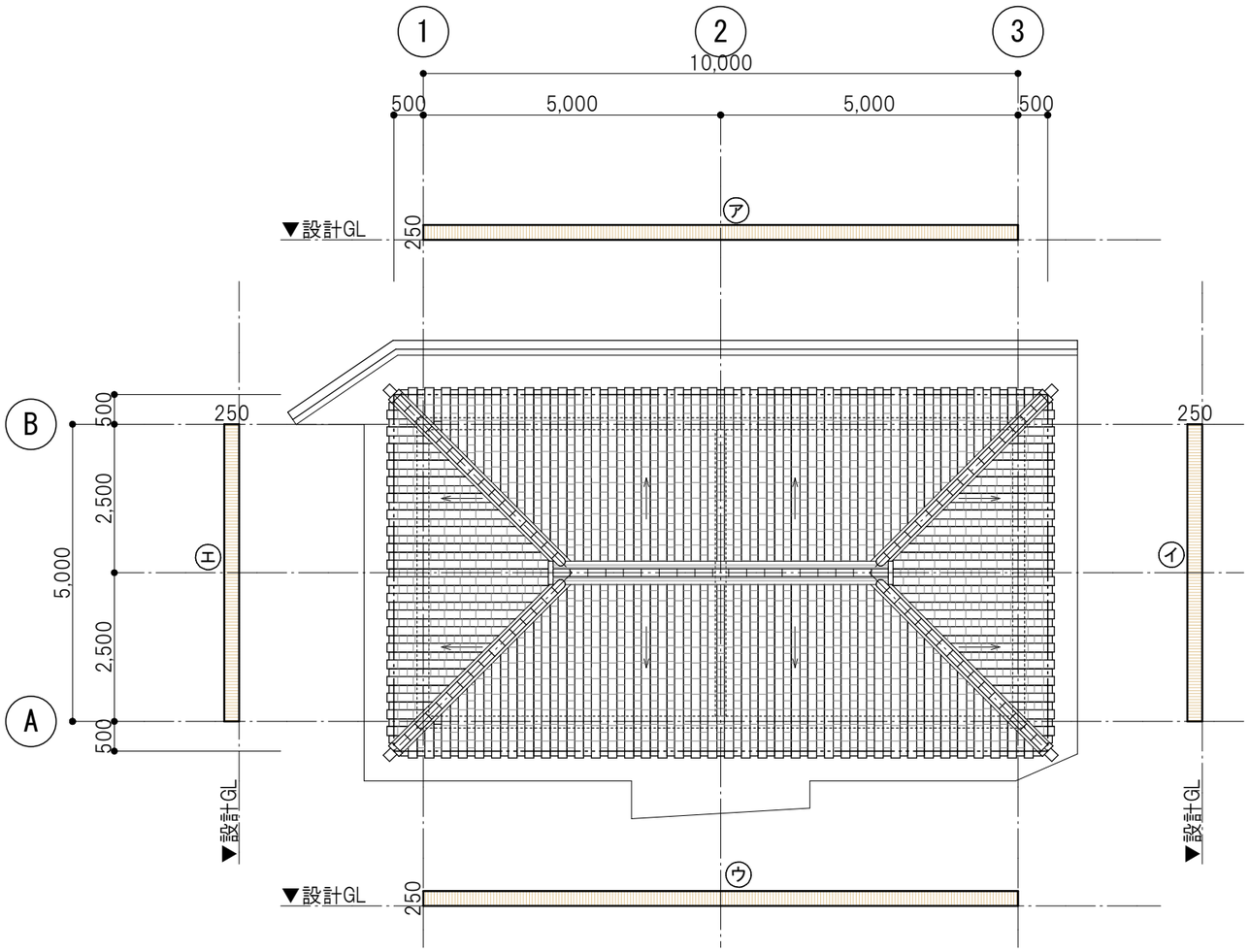

平均地盤算定図
SCALE＝1:100

■平均地盤面算定表【規1】

記号	周長(m)	計算式(m)	面積(㎡)
㋐	10.000	10.000×0.250	2.500
㋑	5.000	5.000×0.250	1.250
㋒	10.000	10.000×0.250	2.500
㋓	5.000	5.000×0.250	1.250
合計	30.000		7.500
平均地盤面＝7.500㎡/30.000m＝0.25m			∴設計GL+250mm

■法規チェック表

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事
建築場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1
都市計画区域	都市計画区域外
用途地域【法48、令130の3～9の6】	―
道路種類【法42～45、令144の4～5、令145】	南側:村道・東側:村道
道路幅員【法43】	南側村道:5.35m・東側村道:5.00m以上
建物用途	倉庫
構造	鉄筋コンクリート造(壁式)
階数	地上 1階 地下 -階
敷地面積	233.46m²
延べ面積	50.00m²
建築面積	50.00m²
容積率【法52、令135の16】	21.41%(許容―%)
建ぺい率【法53】	21.41%(許容―%)
採光【法28、令19～20】	適用なし(居室なしのため)
換気【法28、令20の2～3】	適用なし(居室なしのため)
シックハウス【法28の2、令20の4～9】	使用建築材料は原則、F☆☆☆☆ 及び規制対象外品を使用
排煙【法35、令126の2～3、令116の2】	適用なし(居室なしのため)
天井高【令21】	居室天井高＝2.1m以上
床高【令22】	床仕上:コンクリートスラブ
便所【法31、令28～35】	適用なし
内装制限【法35の2、令128の3の2、令128の4、令129】	適用なし
界壁・間仕切壁【法30、令22の3、令114】	適用なし
構造計算【法20、令81～99】	X方向:ルート1 Y方向:ルート1
構造制限【法35の3、令111】	適用なし
災害危険区域【法39】	適用なし
景観地区【法68】	渡名喜村歴史的景観保存条例・施行規則 (伝統的建造物群保存地区に位置しない)
消防法	適用なし
港湾法	適用なし
都市計画法	適用なし
バリアフリー法	適用なし
福祉のまちづくり条例	適用なし
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	適用なし
崖に近接する建築物【県条例第5条】	適用なし

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称	平均地盤算定図・法チェック表	
発注機関	渡名喜村教育委員会				縮尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
摘要					図面番号	A-10	
検印	管理建築士	設計	製図		設計者	名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
						資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第293746号 管理建築士 喜納 正
						登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
						所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

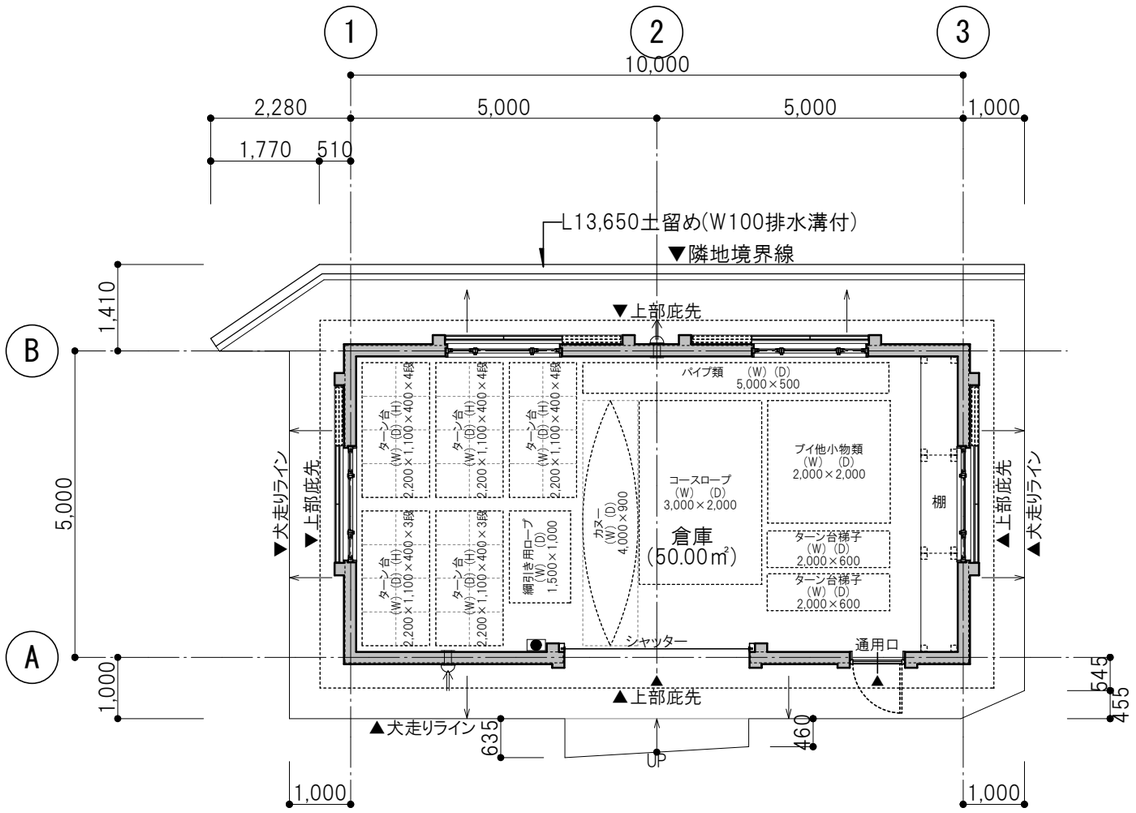

1階平面図
SCALE＝1:100

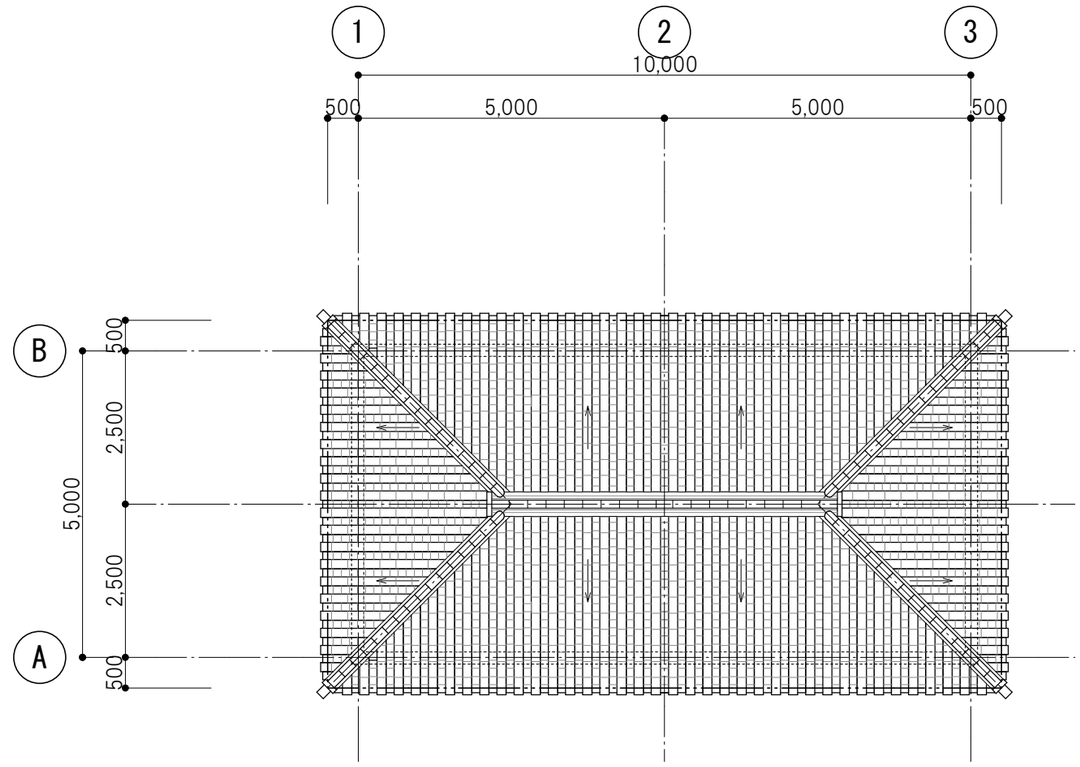

屋根伏図
SCALE＝1:100

■記号等凡例

	コンクリート躯体	←	水勾配		アルミ製雨戸
▲	出入口		自然通気孔	●	消火器（4型）
·GL±**	床レベル		自然通気孔		現況地盤

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称	平面図	
発注機関	渡名喜村教育委員会				縮尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
摘要					図面番号	A-11	
検印	管理建築士	設計	製図		設計者	名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
						資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
						登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
						所在地	沖縄県 那覇市字国場385番地

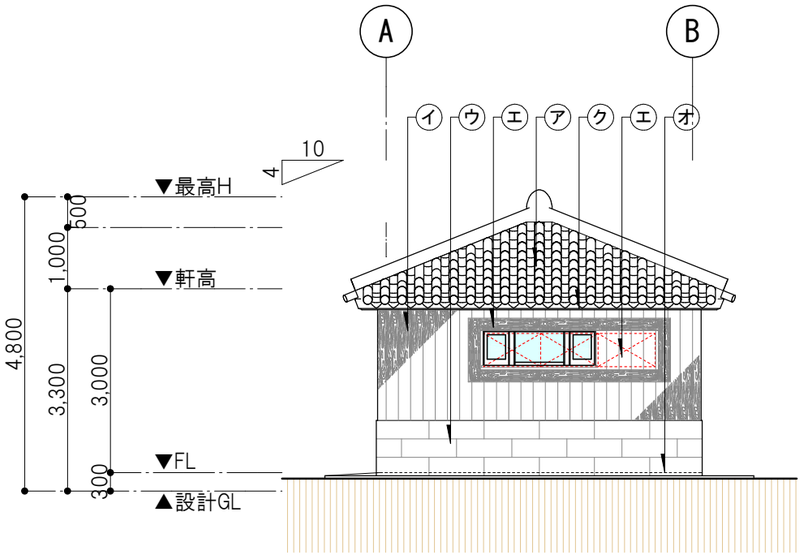

東面立面図
SCALE＝1:100

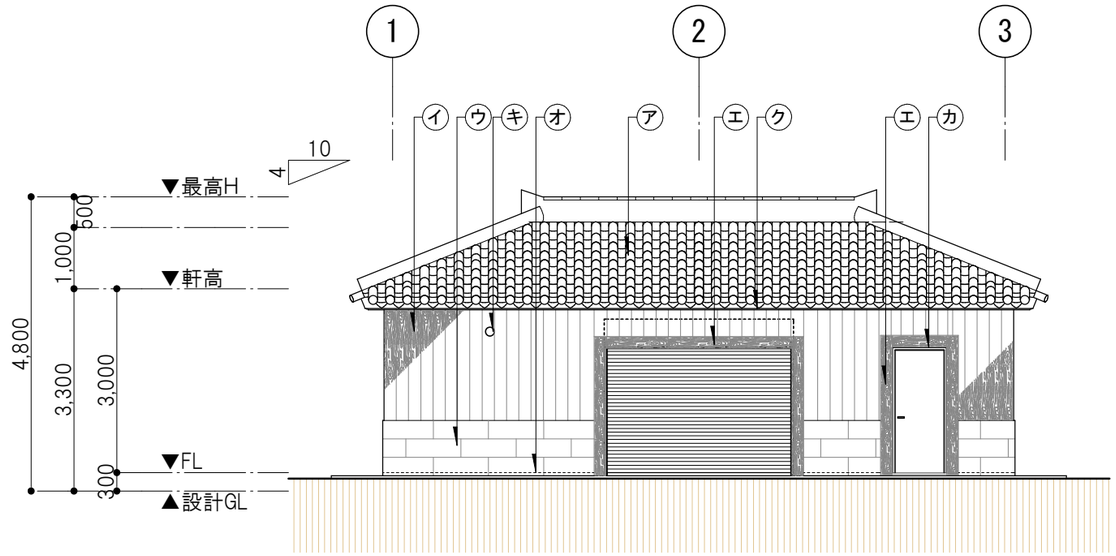

南面立面図
SCALE＝1:100

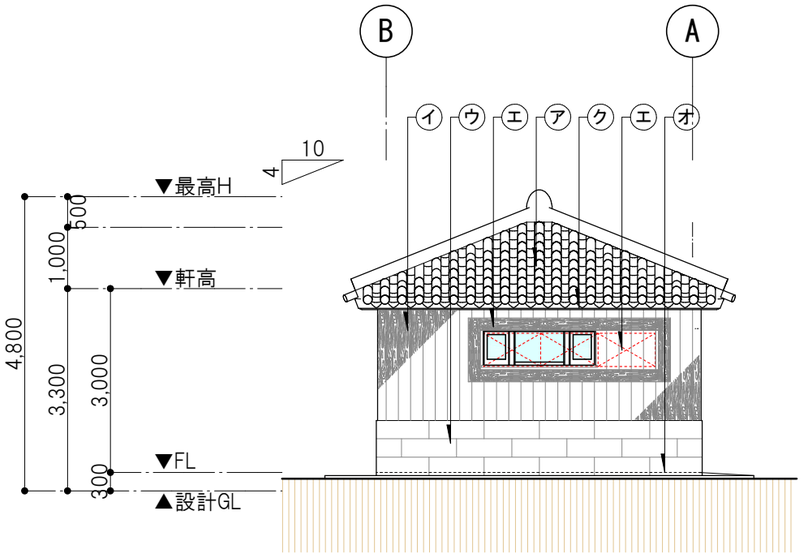

西面立面図
SCALE＝1:100

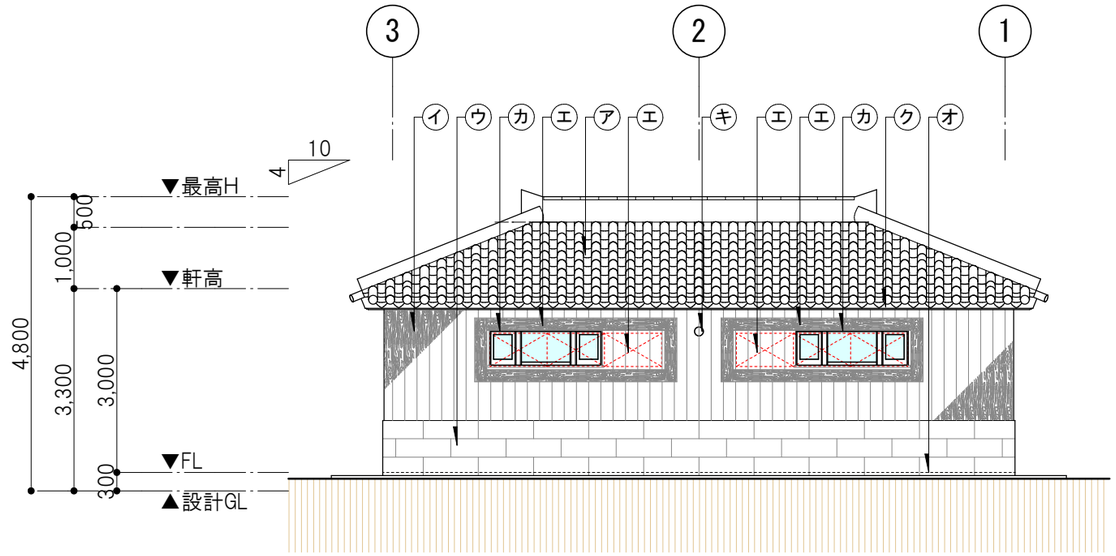

北面立面図
SCALE＝1:100

■記号等凡例

	コンクリート躯体	←	水勾配		アルミ製雨戸
▲	出入口		自然通気孔	●	消火器（4型）
・GL±**	床レベル		自然通気孔		現況地盤

■仕上凡例

㋐	沖縄在来瓦葺き(漆喰塗り) (全数ステンレスビス留め)	㋓	コンクリート打木目(杉板型枠) 着色クリア塗装塗り	㋕	φ100樹脂製開閉プッシュ式 (フィルター付)
㋑	厚12杉板貼りのうえ 木材保護塗装塗り	㋔	20×20目地:20×15 ポリウレタン系(PU-2)シーリング	㋖	軒先躯体:複層塗材RE仕上
㋒	厚30琉球石灰岩張り(切肌)	㋕	サッシ廻り:10×10 変成シリコン系(MS-2)		

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称	立面図
発注機関	渡名喜村教育委員会				縮尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)
摘要					図面番号	A-12
検印	管理建築士	設計	製図		設計者 名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
					資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第293746号 管理建築士 喜納 正
					登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
					所在地	沖縄県 那覇市字国場385番地

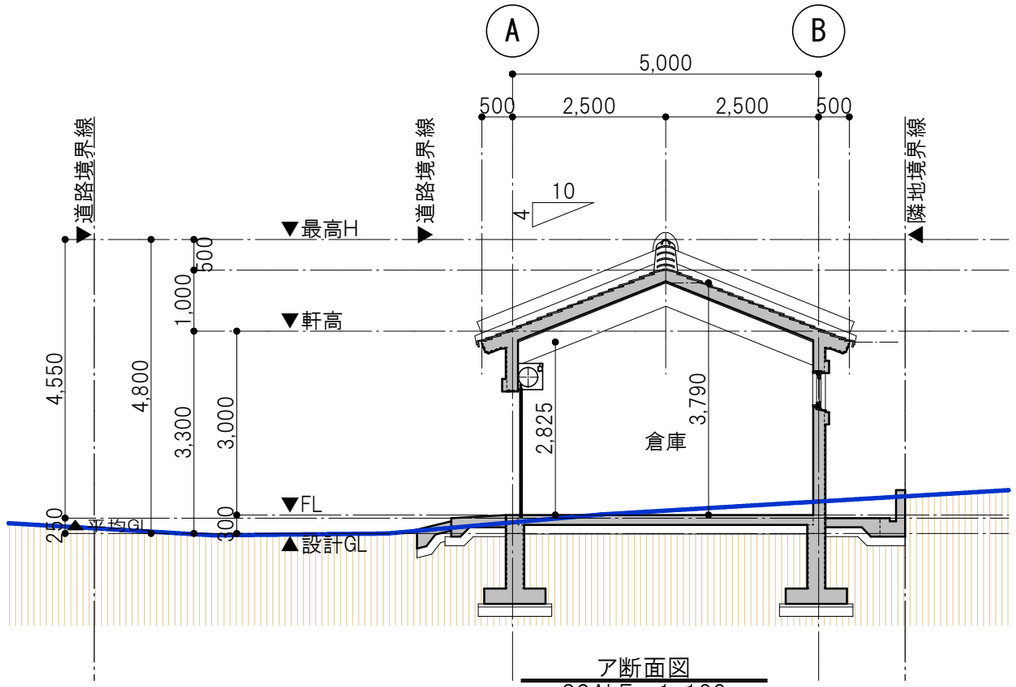

ア断面図
SCALE＝1:100

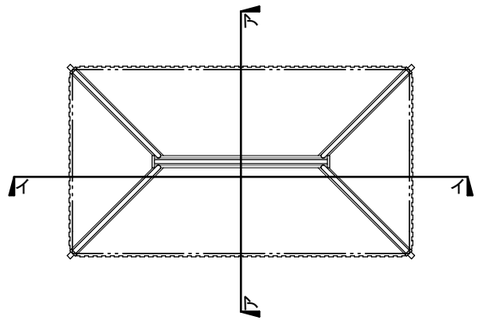

断面KEYPLAN

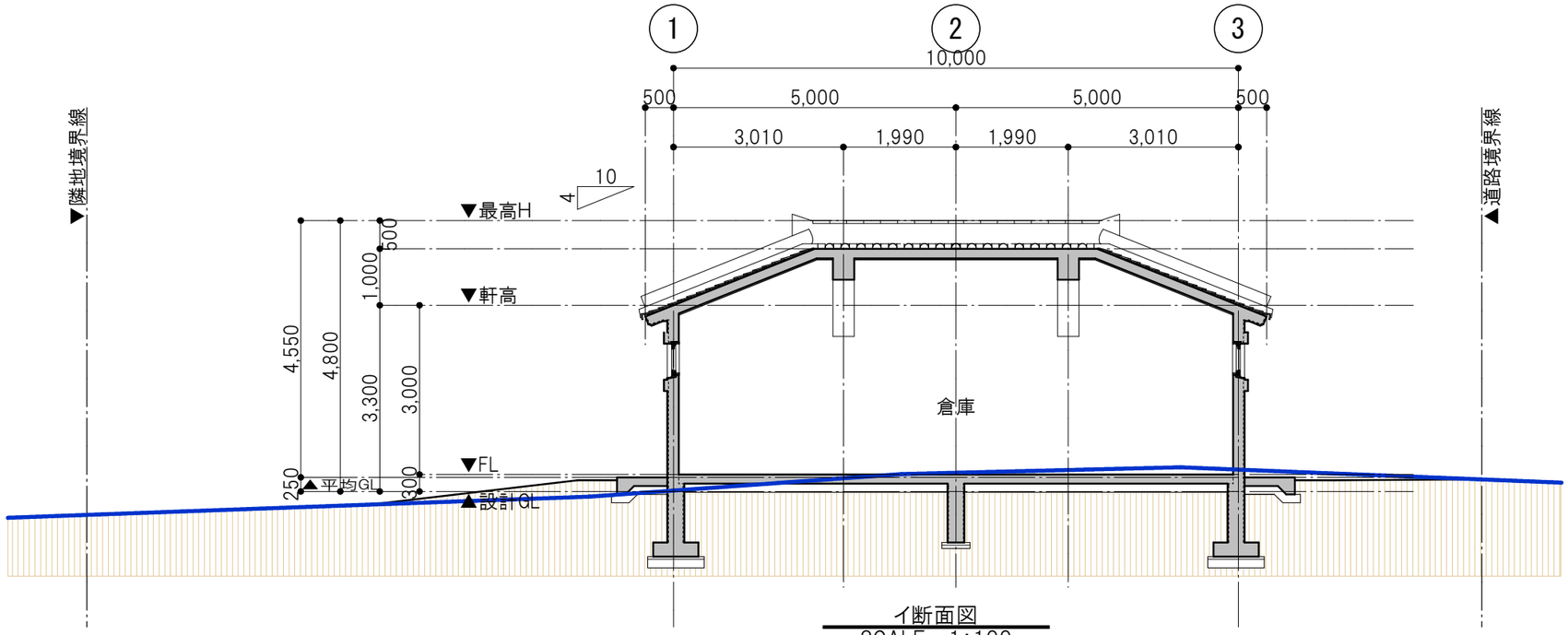

イ断面図
SCALE＝1:100

■記号等凡例

	コンクリート躯体	←	水勾配		アルミ製雨戸
▲	出入口		自然通気孔	●	消火器（4型）
･GL±**	床レベル		自然通気孔		現況地盤

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1			図面名称	断面図
発注機関	渡名喜村教育委員会			縮尺	S=1:50（A1） S=1:100（A3）
摘要				図面番号	A-13
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
				資格者氏名	一級建築士（大臣）登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
				登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
				所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

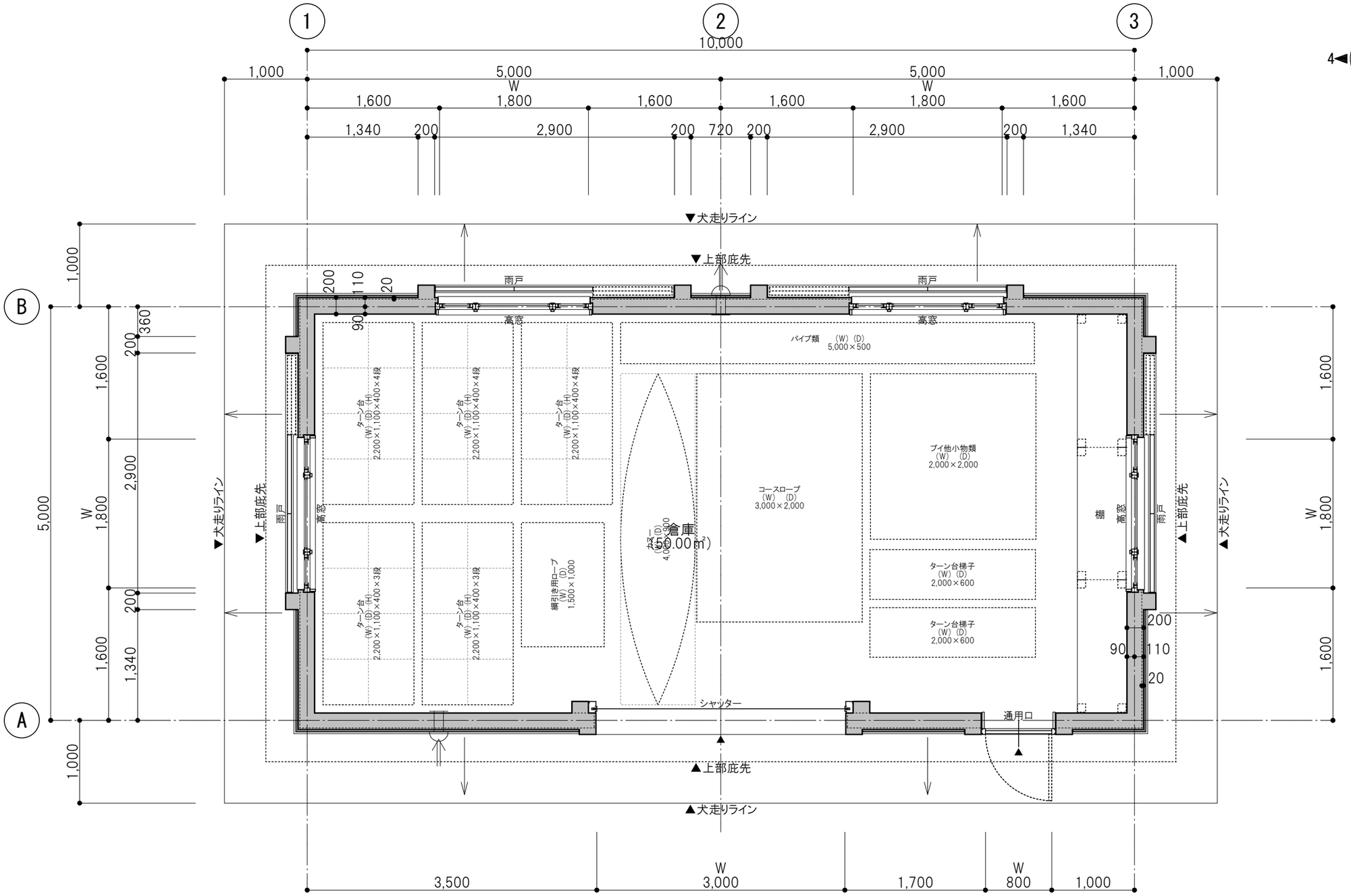

1階平面詳細図
SCALE＝1:50

■記号等凡例

	コンクリート躯体	←	水勾配		アルミ製雨戸
▲	出入口		自然通気孔	●	消火器（4型）
・GL±**	床レベル		自然通気孔		現況地盤

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	平面詳細図
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮尺	S=1:25 (A1) S=1:50 (A3)
摘要		図面番号	A-14
検印	管理建築士 / 設計 / 製図	設計者 名称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役 喜納 正
		資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第292145号 管理建築士 喜納 正
		登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
		所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

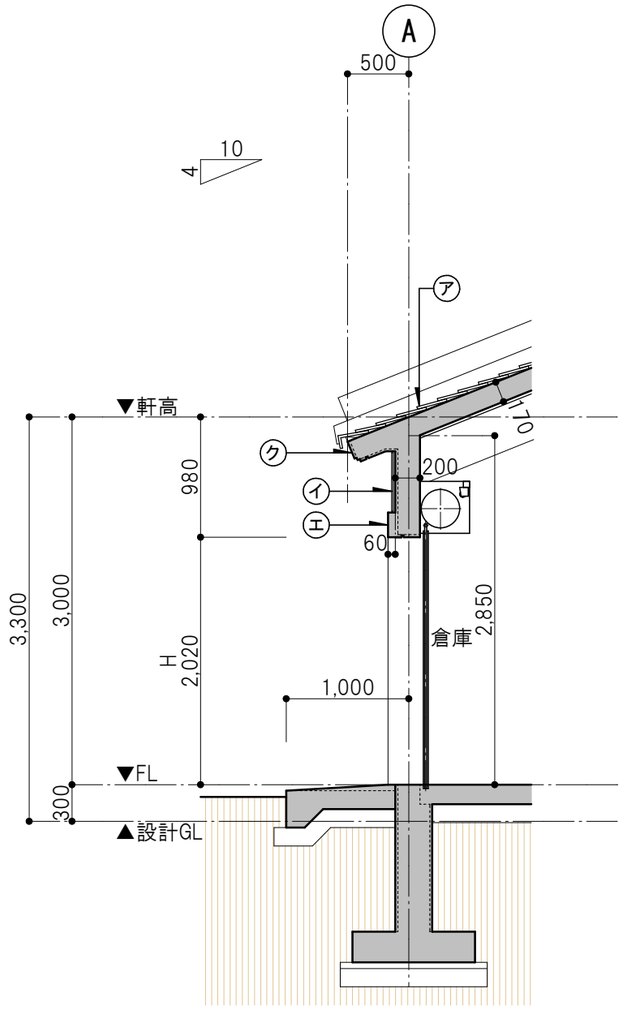

断面詳細図-1
SCALE＝1:50

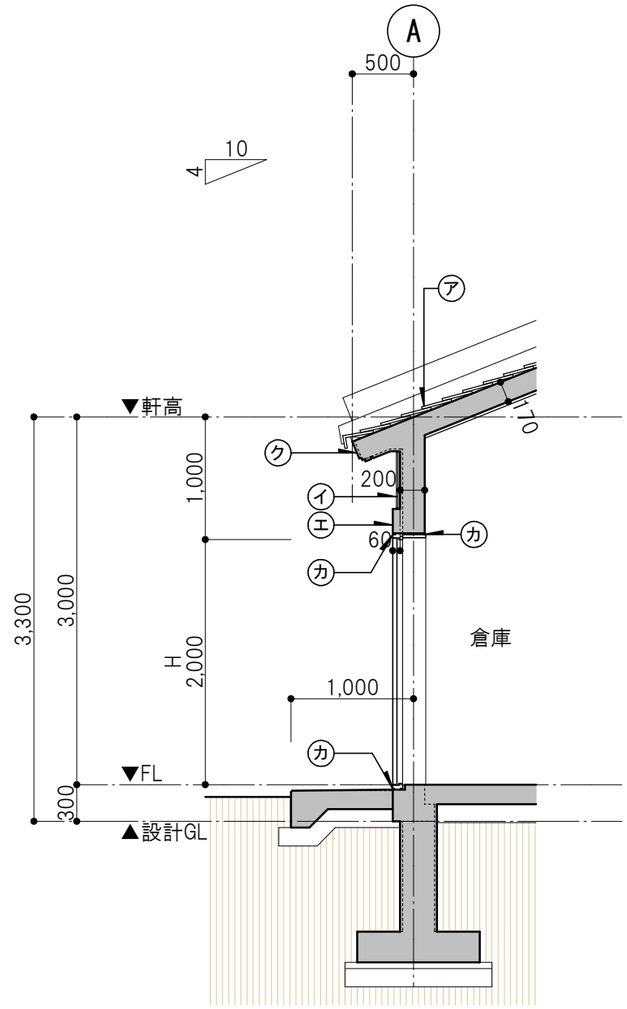

断面詳細図-2
SCALE＝1:50

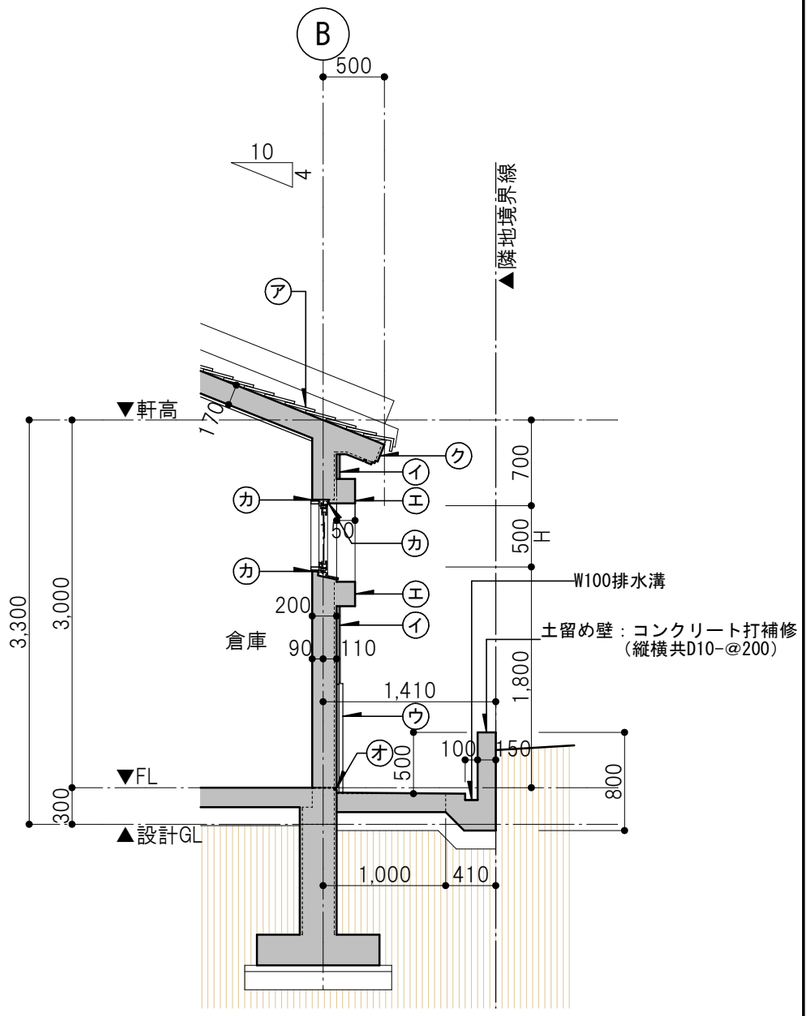

断面詳細図-3
SCALE＝1:50

■記号等凡例

	コンクリート躯体	←	水勾配		アルミ製雨戸
▲	出入口		自然通気孔		消火器（4型）
·GL±**	床レベル		自然通気孔		現況地盤

■仕上凡例

㋐	沖縄在来瓦葺き(漆喰塗り) (全数ステンレスビス留め)	㋓	コンクリート打木目(杉板型枠) 着色クリア塗装塗り	㋕	φ100樹脂製開閉プッシュ式 (フィルター付)
㋑	厚12杉板貼りのうえ 木材保護塗装塗り	㋔	20×20目地:20×15 ポリウレタン系(PU-2)シーリング	㋖	軒先躯体:複層塗材RE仕上
㋒	厚30琉球石灰岩張り(切肌)	㋕	サッシ廻り:10×10 変成シリコン系(MS-2)		

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称 縮尺	断面詳細図 S=1:25 (A1) S=1:50 (A3)
発注機関	渡名喜村教育委員会				図面番号	A-15
摘要					設計者 名称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役 喜納 正
検印	管理建築士	設計	製図		資格者氏名	一級建築士/大臣/登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
					登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
					所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

倉 庫

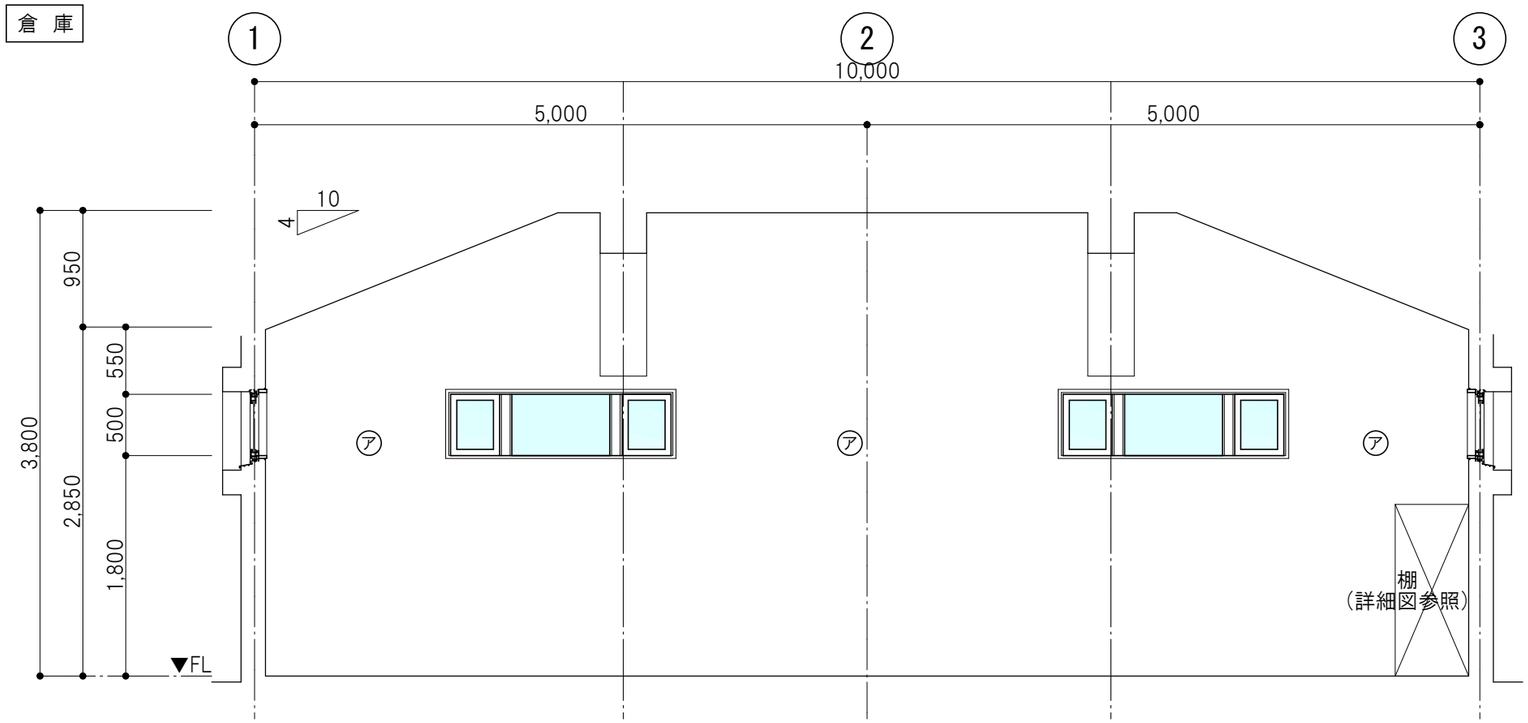

—1—

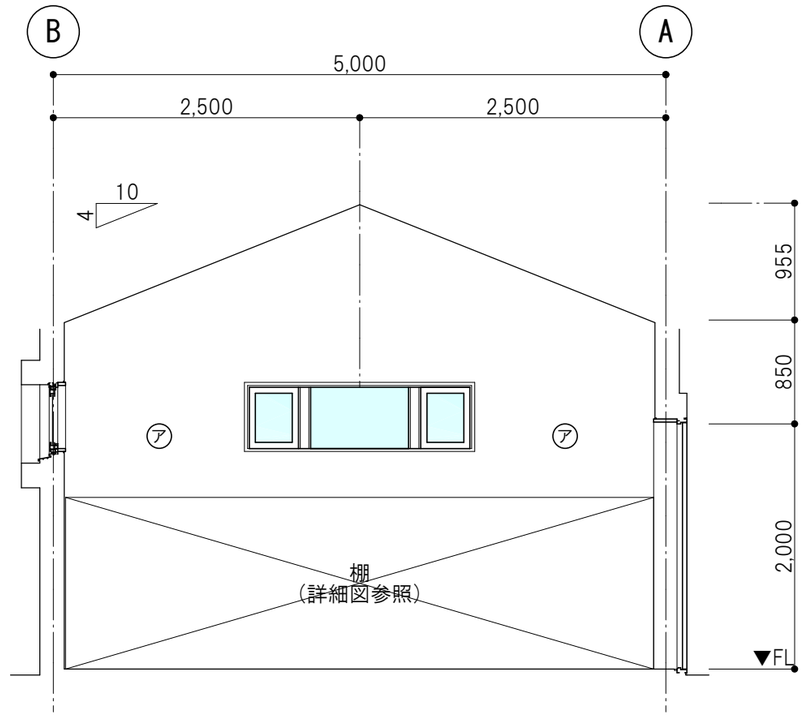

—2—

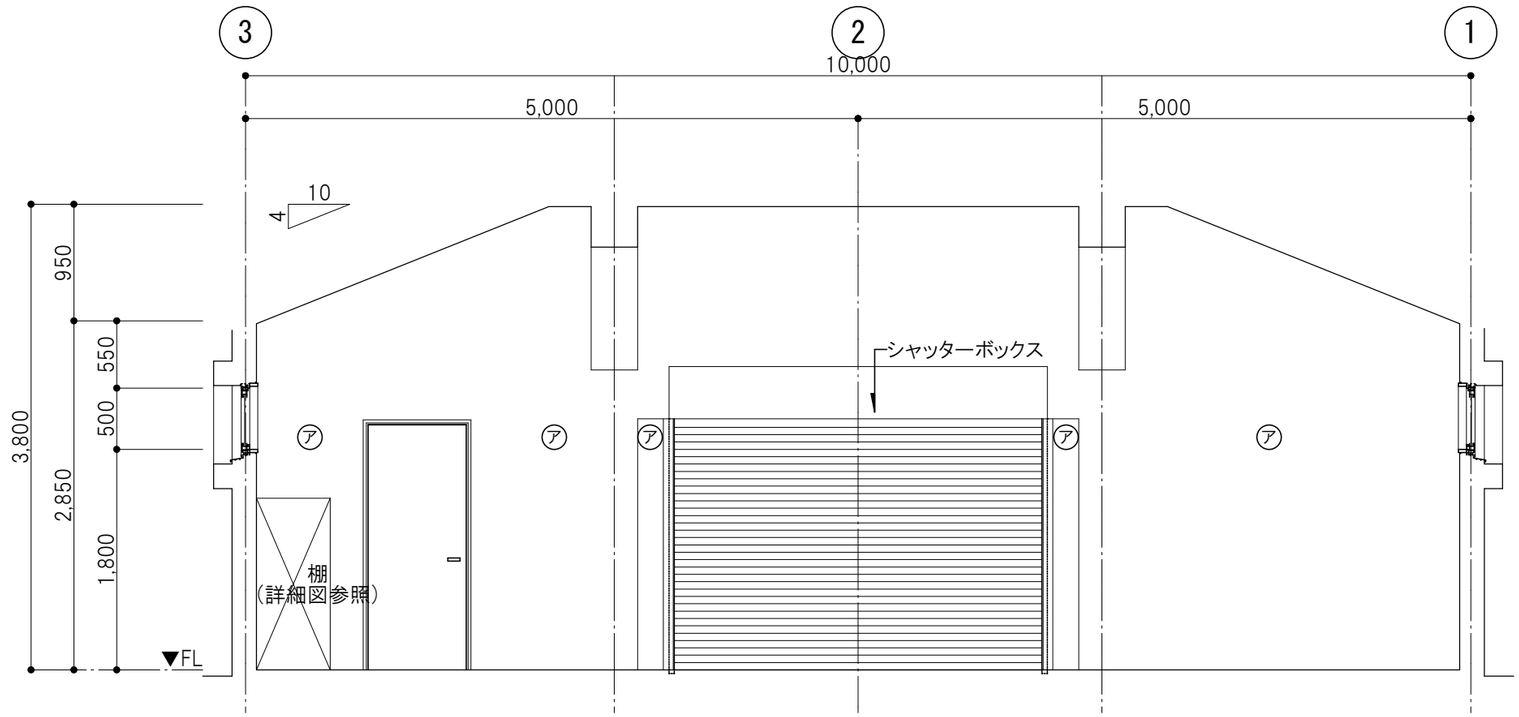

—3—

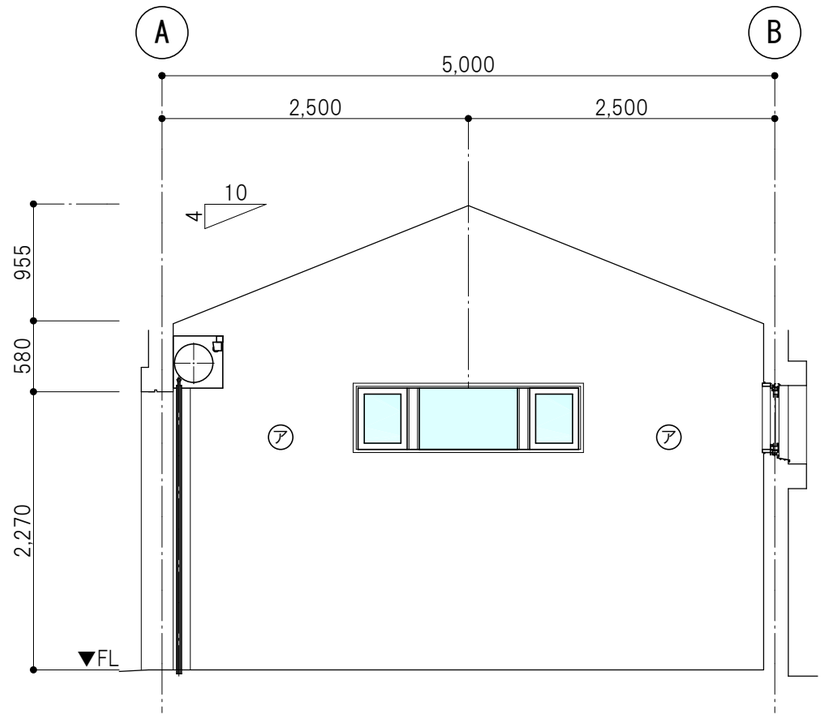

—4—

■仕上凡例

㋐	コンクリート打補修 EP				

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称	展開図	
発注機関	渡名喜村教育委員会				縮 尺	S=1:25 (A1) S=1:50 (A3)	
摘 要					図面番号	A-16	
検 印	管理建築士	設 計	製 図		設計者	名 称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役 喜納 正
						資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第293746号 管理建築士 喜納 正
						登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
						所 在 地	沖縄県 那覇市字国場385番地

記号・数量	1/AS　1 箇所	1/AD　1 箇所	1/AW　4 箇所	
形　状	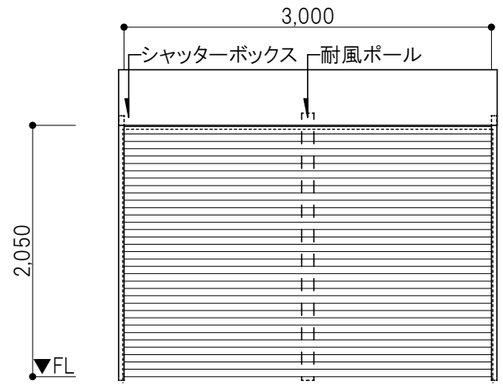	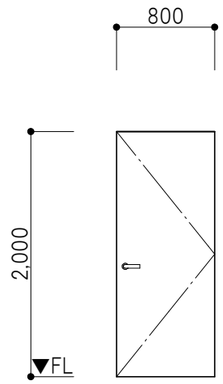 ※外観図を示す	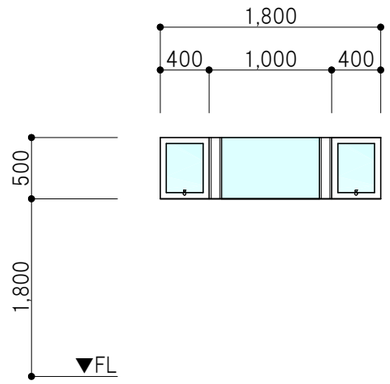	
位　置	倉庫	倉庫	倉庫	
形　式	アルミ製手動軽量シャッター	アルミ製片開きドア	アルミ製外倒し窓+FIX窓	
見　込	―	100	70	
材質・仕上	アルミスラット(L6-TS)	アルミ形材	アルミアルマイト　シルバー	
硝　子	―	―	厚5透明ガラス	
金　物	SUS製ガイドレール(カバー付き)、鋼製シャッターボックス	レバーハンドル、シリンダー錠、戸当り、アルミ額縁	ラッチ錠、フック棒、アルミ水切り	
	アルミ製座板、鋼製耐風ポール、附属金物一式	下枠ステンレス、附属金物一式	アルミ雨戸、アルミ額縁、附属金物一式	
備　考	三和シャッター:バランスシャッター同等品以上　6.15㎡	1.60㎡	0.90㎡	

記号・数量	1/AA　4 箇所
形　状	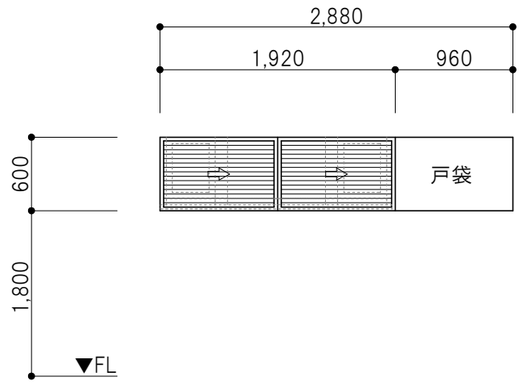
位　置	倉庫
形　式	アルミ製ガラリ雨戸
見　込	―
材質・仕上	アルミ形材
硝　子	―
金　物	雨戸レール、戸車、施錠(フランス落し)、附属金物一式
備　考	日昭株式会社:マドガード(ハリケーン)同等品以上　1.15㎡

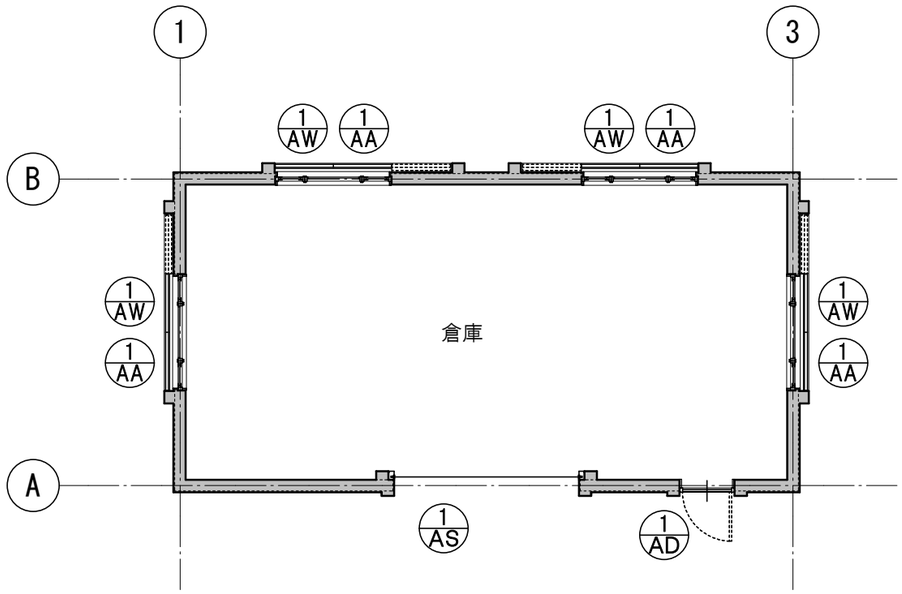

建具 KEY PLAN
SCALE＝1:100

共通事項

1.建具寸法は特記なき限り、枠内寸法とする。
2.アルミ製建具の水切板は既製押出型材を原則とする。
3.戸当たりは特記なき限り、全ての扉に対し床又は壁に取り付ける。
4.扉厚は特記なき限り40mmとする
5.錠前は美和ロック、DAシリーズ程度とする。
6.本締り錠の機能は特記なき限り、サムターン・シリンダーとする
7.アルミサッシ、ガラス等の養生及び清掃は入念にする事

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	建具表
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮　尺	S=1:25 (A1)　S=1:50 (A3)
摘　要		図面番号	A-17
検　印	管理建築士　設　計　製　図	設計者 名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役　喜納 正
		資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士　喜納 正
		登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
		所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

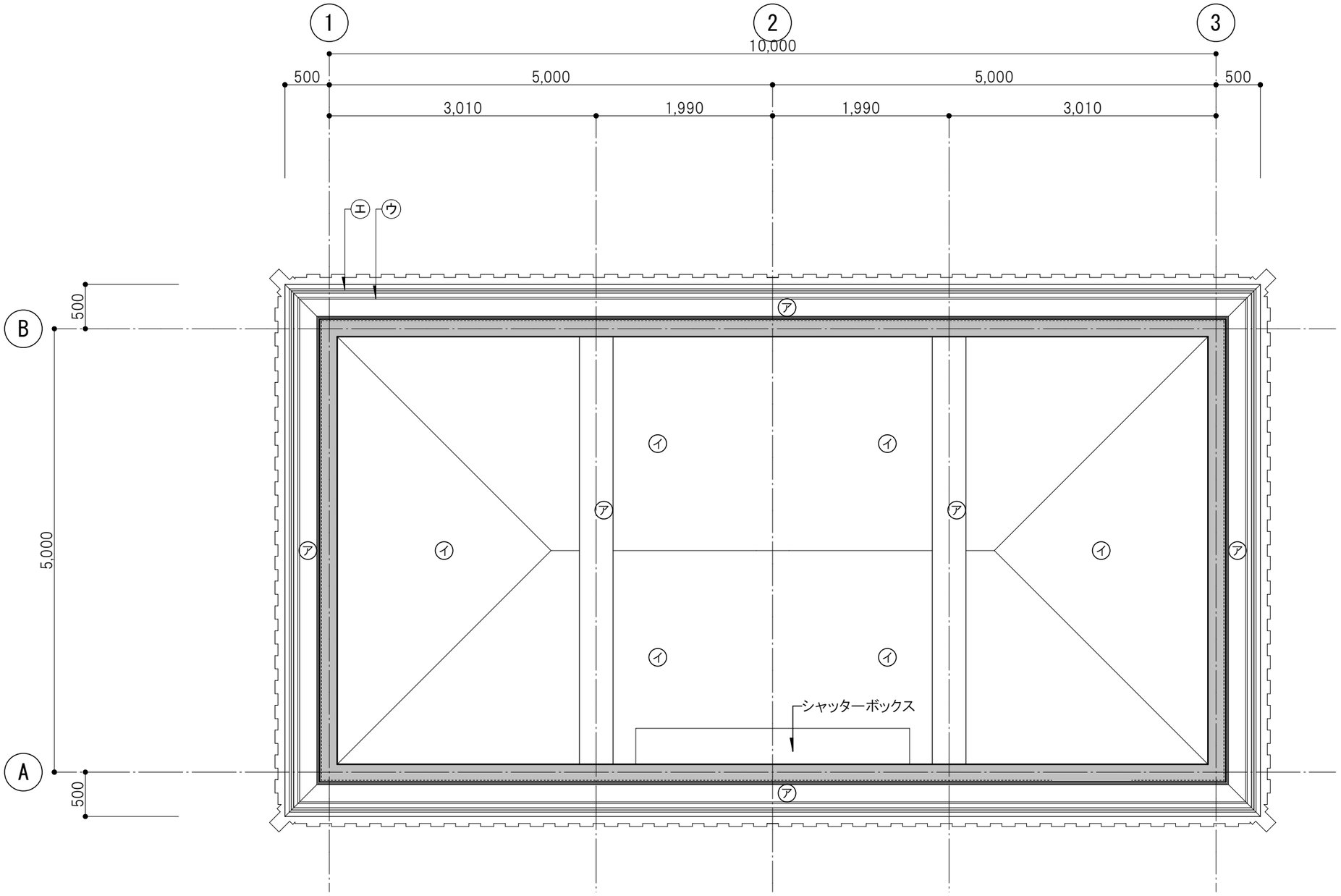

天井伏図
SCALE＝1:50

■仕上凡例

㋐	コンクリート打補修 EP	㋓	面取り(面木)		
㋑	厚25木毛セメント板 EP (同時打込)				
㋒	水切り目地				

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	天井伏図
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮尺	S=1:25 (A1) S=1:50 (A3)
摘要		図面番号	A-18
検印	管理建築士 / 設計 / 製図	設計者 名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
		資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第293746号 管理建築士 喜納 正
		登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
		所在地	沖縄県 那覇市 字国場385番地

シャッター部詳細図

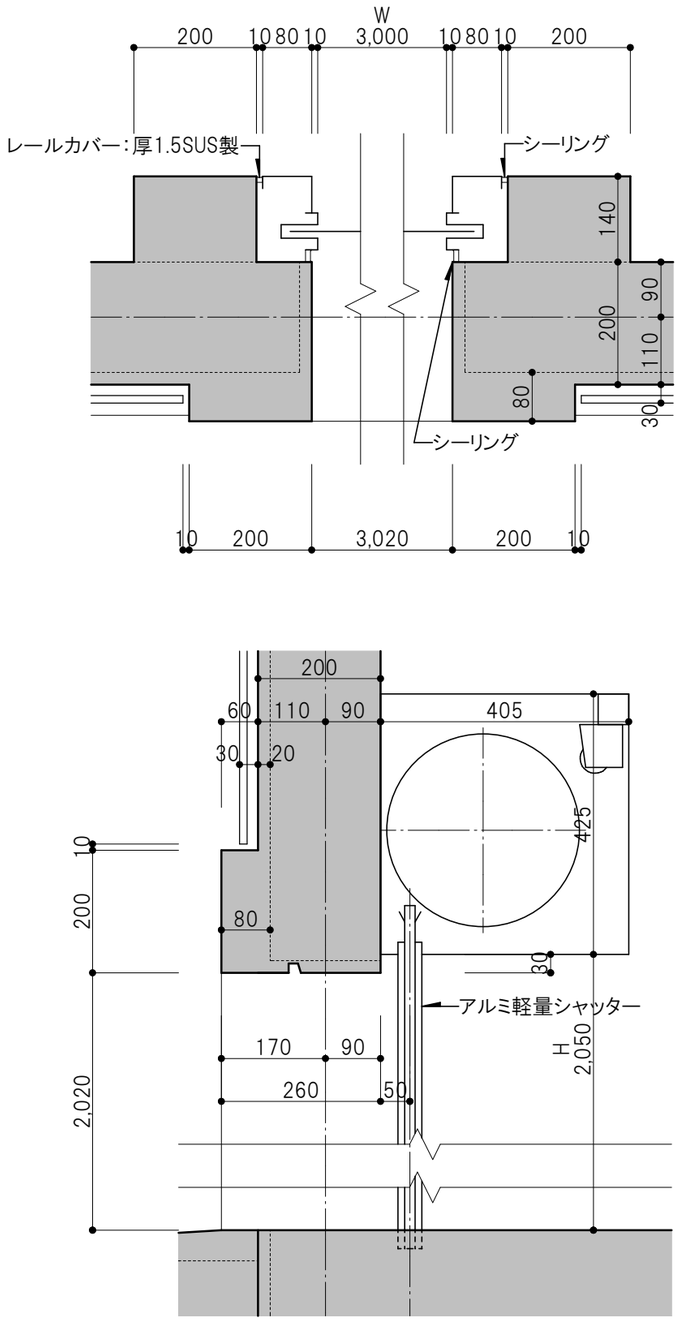

ドア部詳細図

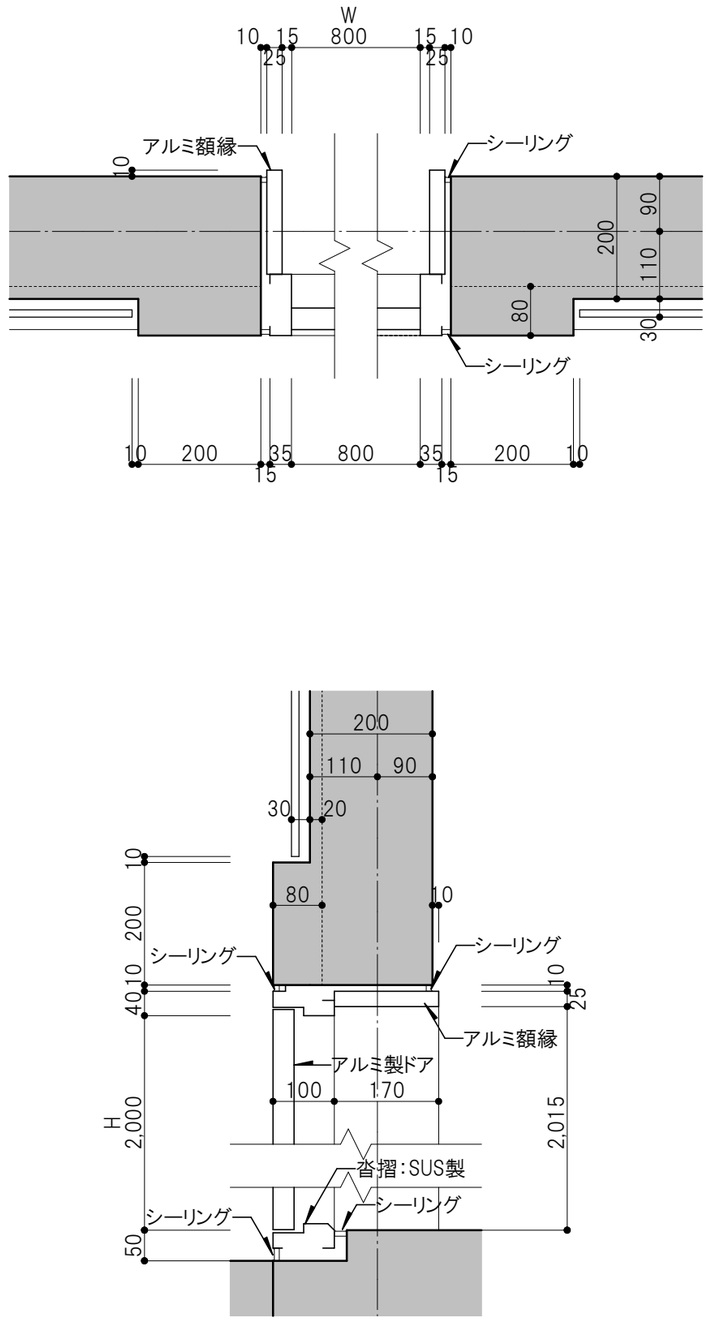

窓部詳細図

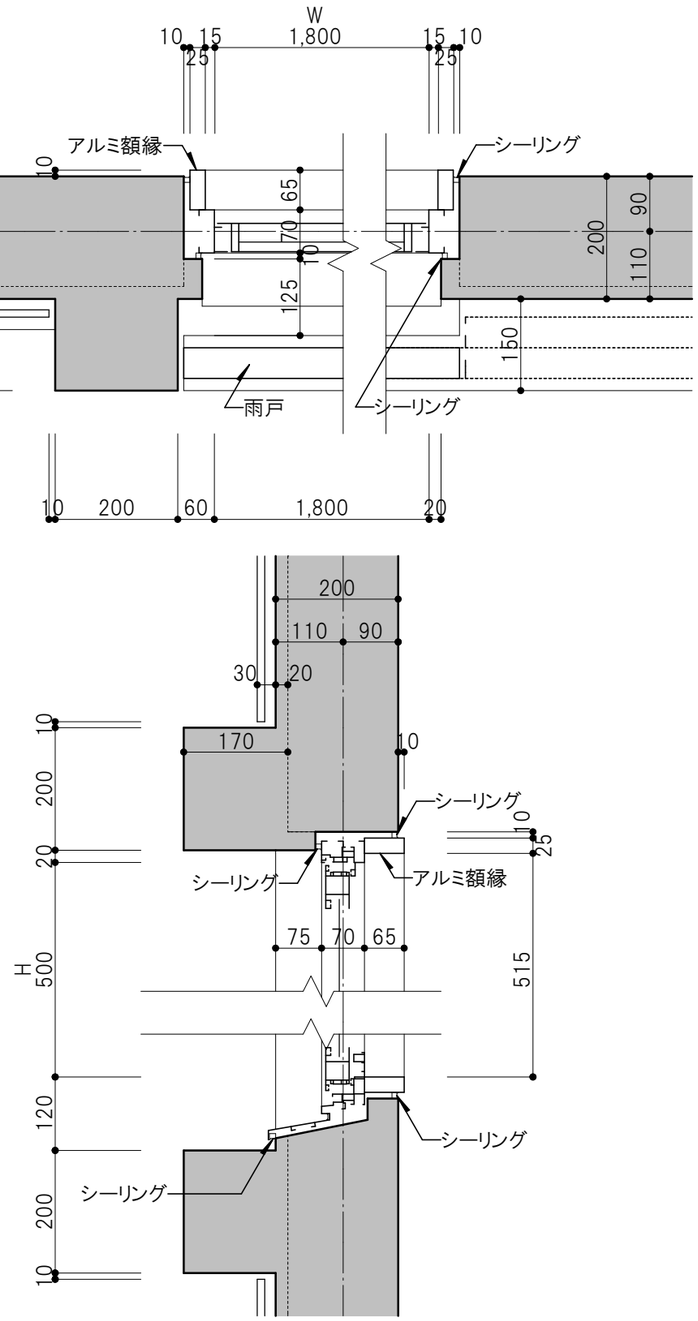

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称 縮 尺	部分詳細図-1 S=1:5 (A1) S=1:10 (A3)
発注機関	渡名喜村教育委員会	図面番号	A-19
摘 要			
検 印	管理建築士 / 設 計 / 製 図	設計者 名 称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
		資格者氏名	一級建築士（大臣）登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
		登 録 番 号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
		所 在 地	沖縄県 那覇市字国場385番地

木製棚詳細図　SCALE＝1:30

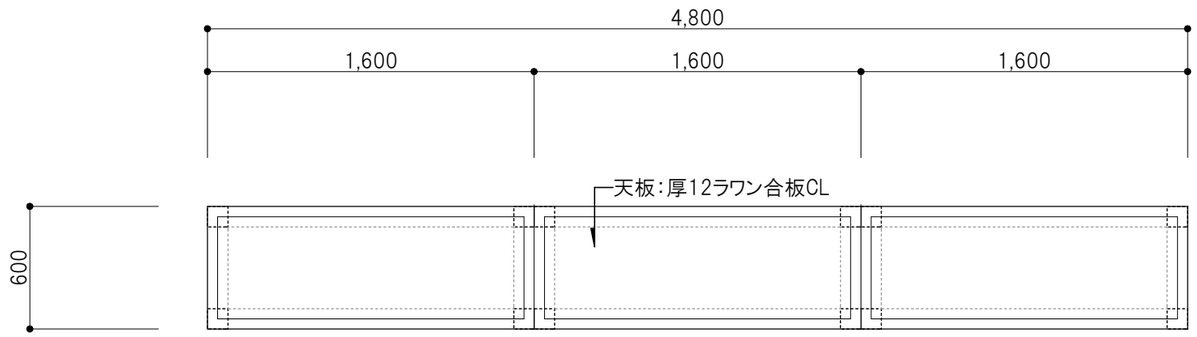

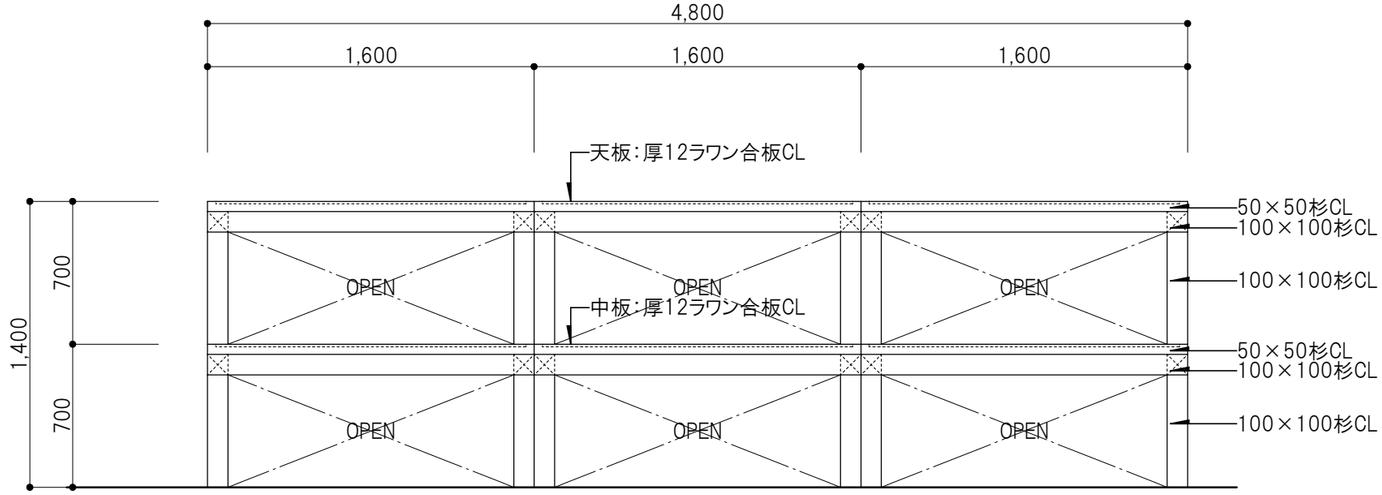

サイン詳細図　SCALE＝1:15

・厚5アクリル板（乳白色）のうえグラフィックシート貼り
・文字大木さ、書体及び取付位置は、監督員との協議による。

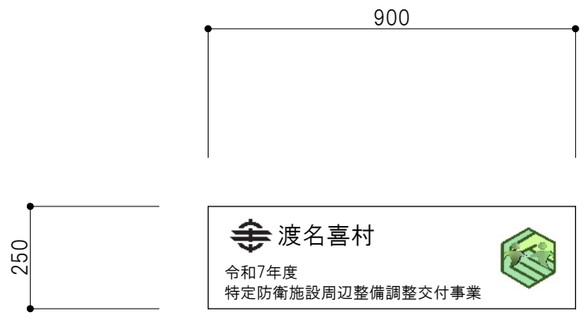

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	部分詳細図-2
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮　尺	S=1:15 (A1)　S=1:30 (A3)
摘　要		図面番号	A-20

検　印	管理建築士	設　計	製　図	

設計者		
	名　称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役　喜納 正
	資格者氏名	一級建築士（大臣）登録 第298746号 管理建築士　喜納 正
	登録番号	一級建築士事務所 知事登録第140-915号
	所　在　地	沖縄県 那覇市 字国場385番地

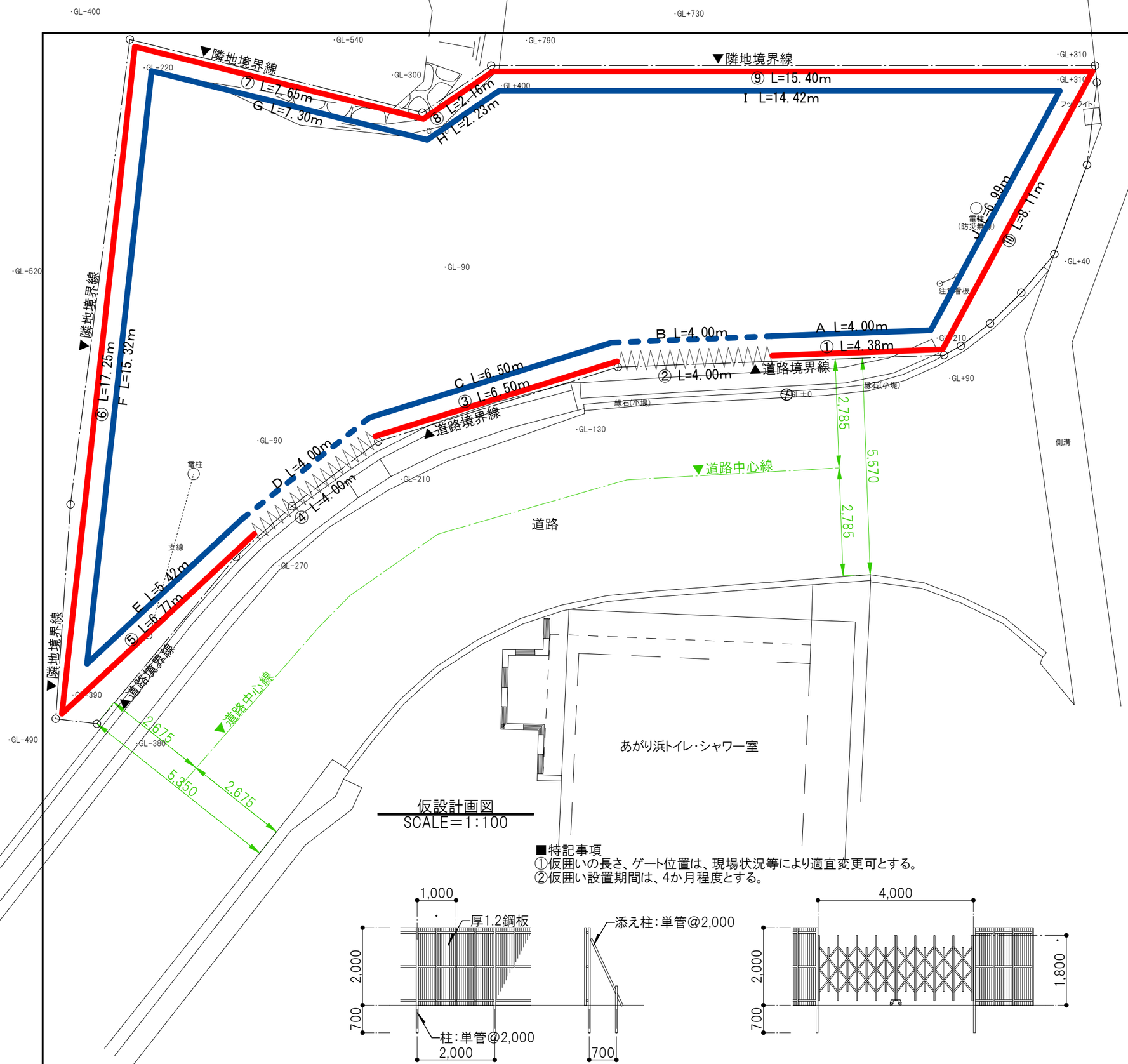

仮設計画図
SCALE＝1:100

■小堤工詳細図

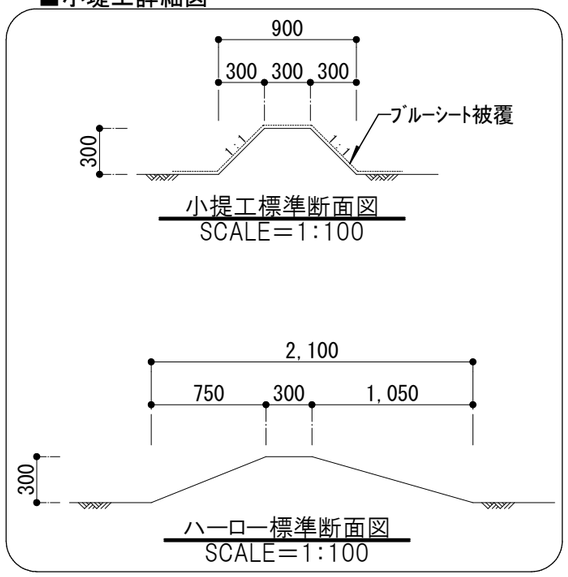

■仮囲い長さ

符号	長さ (m)	クロスゲート (箇所)
①	4.38	
②	(4.00)	1
③	6.50	
④	(4.00)	1
⑤	6.77	
⑥	17.25	
⑦	7.65	
⑧	2.16	
⑨	15.40	
⑩	8.11	
合計	68.22	2

■小堤工長さ

符号	長さ (m)	ハーロー (箇所)
A	4.00	
B	(4.00)	1
C	6.50	
D	(4.00)	1
E	5.42	
F	15.32	
G	7.30	
H	2.23	
I	14.42	
J	6.99	
合計	62.18	2

■特記事項
①仮囲いの長さ、ゲート位置は、現場状況等により適宜変更可とする。
②仮囲い設置期間は、4か月程度とする。

仮囲い図
SCALE＝1:100

クロスゲート図
SCALE＝1:100

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称 / 縮尺	仮設計画図 / S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)
発注機関	渡名喜村教育委員会	図面番号	A-21
摘要			
検印	管理建築士 / 設計 / 製図	設計者 名称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役 喜納 正
		資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第29746号 管理建築士 喜納 正
		登録番号	一級建築士事務所 知事登録第149-915号
		所在地	沖縄県 那覇市字国場385番地

構 造 設 計 標 準 仕 様

適用は◙印を記入する。

1．建築物の構造内容

（1） 工事名称 ターン台等保管倉庫建築工事
建築場所 沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅３２６７番１

（2） 工事種別 ◙新築 □増築 □増改築 □改築

（3） 構造設計一級建築士の関与 □必要 ◙必要としない
□法第２０条第一号（高さ６０m超）
□法第２０条第二号（ □RC造高さ ２０m超 □S造４階建以上 □木造高さ １３m超 □その他 ）
注（3）構造設計一級建築士の関与が義務ずけられる建築物については解説書等を参照して確認する事。

（4） 構造種別
□鉄筋コンクリート造（RC） □鉄骨造（S）
□鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC） □プレキャストプレストレストコンクリート造（PCaPC）
□プレキャスト鉄筋コンクリート造（PRC） ◙壁式鉄筋コンクリート造（WRC）

（5） 階 数
地下 階 地上 １ 階 塔屋 階

（6） 主要用途 倉庫

（7） 屋上付属物
□広告塔 □ソーラーパネル（将来設置） □ 消火用充水槽 □

（8） 増築計画 □有（ ） ◙無

（9） 付帯工事
□門塀 □擁壁 □ □ □

（10） 特別な荷重
□エレベータ □リフト kN □ホイスト kN
□倉庫積載床用 N/㎡ □受水槽 □

（11） 構造計算ルート X方向ルート １ Y方向ルート １

（12）※本仕様に記載されていない事項については「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」、「構造計画・施工計画の留意事項 （沖縄県土木建築部）平成２５年４月版」による。

2．使用構造材料

（1） コンクリート（レディーミクストコンクリート JIS Q 1001、JIS Q 1011JIS A 5308）

適用箇所	種類	設計基準強度 Fc=N/mm²	構造体強度補正値 $_{28}S_{91}$ 3（6）	スランプcm	備考
捨コンクリート	◙普通	◙18, □21	18	15	
土間コンクリート	◙普通	□18, ◙21	21	15	外部土間
基礎、基礎梁	◙普通	◙24, □27, □30	27(30)	15	
地上部床、壁	◙普通、□軽量	◙24, □27, □30	27(30)	18	
	□普通、□軽量	□30, □33, □36			
	□普通、□軽量	□30, □33, □36			
PaPC柱・梁	◙普通、□軽量	□40, □50, ◙60	本体：PCaPC仕様書参照		
混和材料の種類 （JIS ）	◙AE減水剤 □高性能AE減水剤 □ □				
呼び強度を保障する材齢、養生	◙材齢 （◙28日 □56日 □ ）				
	◙養生 （□現場封かん □現場水中 ◙標準 ）				

※（ ）内は暑中 $_{28}S_{91}$ の標準値を示す。
※その他監理者との協議の上調合強度はJASS5（2022）を準用する。
※監理者と協議の上高強度コンクリート（36＜Fc）の構造体強度補正値はJASS5.17節を準用する。
※1 高性能AE減水剤や流動化剤等の混和剤を用いて施工する場合は監理者と協議の上、変更することが出来る。

◙単位水量は185kg/m³以下、単位セメント量は270kg/m³以上とする。

（2） コンクリートブロック（CB） □JIS A 5406
□A種 □B種 □C種 厚 □100, □120, □150, □190,

（3） 鉄 筋

	種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋（JIS G 3112）	◙SD295	D10～D16		◙重ね継手 D10～D16
	□SD295			
	□SD345			□ガス圧接継手 D19～D25
	□SD390			
高強度せん断補強筋	□材種 SPR785（パワーリング785）と同等品以上			□溶接継手 □機械式継手 D29以上
	□大臣認定番号 MSRB-9005 MSRB-0066			
丸鋼（JIS G 3112）	□SR235			（ ） 各継手の使用詳細については本仕様5.（2）鉄筋の項の鉄筋継手等の■にて表示すること。
溶接金網（JIS G 3551）	□			

（4） 鉄 骨

種類	使用箇所	現場溶接	JIS規格・認定番号等
□SS400 □SM400 □SN400A.B.C	大梁	□有 □無	
□SS400 □SM400 □SN400A.B.C	小梁、間柱	□有 □無	JIS G
□STK400 □STK490 □		□有 □無	
□BCR295 □BCP235 □BCP325	柱	□有 □無	大臣認定品 認定番号 MSTL−
□SM490A □SN490B.C □		□有 □無	JIS G
□SSC400 □		□有 □無	JIS G
溶接材料 □JIS Z			

（5） ボルト
□高力ボルト（JIS B1186） □F10T認定番号（ ） □F8T認定番号（ ） □S10T
（□M16, □M20, □M22 ）
□中ボルト（JIS B1180） M=12
□アンカーボルト □図示による M= L= ㎜ ナット（□シングル, □ダブル）
□SS400 M= L= ㎜ ナット（□シングル, □ダブル）
□頭付スタッド M=16、19 L=100㎜（図示による） 使用箇所（□ 柱、□ 大梁、□ 小梁）

（6） 屋根，床，壁

材種	型式 厚 その他	使用箇所	使用・構法
アスロック （JIS A 5430）	75 厚	□壁 □床版	□スライド □ボルト止め □ロッキング □
折版	H= 厚	□屋根 □	□
特殊デッキプレート（JIS G 3352）		□床版 □	□合成スラブ
フラットデッキ	SFデッキ	□床版 □	□
キーストンプレート（JIS G 3352）	型式 厚	□床版 □	□

3．地 盤

（1） 地盤調査資料
◙有 （◙敷地内 □近隣） ◙ボーリング調査 □平板載荷試験 □水平地盤反力係数の測定
□液状化判定 □現場透水試験 □土質試験
□無 （調査予定 □有 □無）

（2） 地盤調査計画
□ボーリング調査 □静的貫入試験 □標準貫入試験 □水平地盤反力係数の測定
□土質試験 □物理探査 ◙平板載荷試験 □試験堀

（3） 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。

（4） ボーリング標準貫入値、土質構成 （S-05参照）

4．地業工事

（1） 直接基礎 □ベタ基礎 ◙布基礎 □独立基礎 試験堀 ◙有 □無
深さ−1.15m 支持層−砂 長期許容支持力度 100kN/㎡
平板載荷試験 ◙有 □無
※方法は地盤工学会の JGS1521による。

（2） 地盤改良 □浅層混合処理工法 □深層混合処理工法
深さGL− 長期許容支持力度 kN/㎡ 載荷試験 □有 □無
注）「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針 日本建築センター2002」を参考とする。

（3） 杭基礎 支持層−

杭種	材料	施工法	備考
□RC □CPRC	CPRC（□I種 □Ⅲ種 □Ⅳ種）	□打ち込み	認定番号
□PHC □H鋼	PHC（□A種 □B種 □C種）	□	
□鋼管 □摩擦杭	鋼材 □SS400 □STK490	□	認定番号
□	□		
□場所打ち コンクリート杭	コンクリートFc= 27N/mm² スランプ 18 cm以下 セメント量 270 kg/m³ 単位水量 185 kg/m³ 鉄筋 主筋 SD390 HOOP SD295	□オールケーシング □拡底杭 □リバースサーキュレーション □アースドリル □ミニアース □BH □深礎（□手堀 □機械堀）	日本建築センター認定 第 号 年 月 日

杭仕様 □施工計画書承認 □杭施工結果報告書
試験杭 （□有・□無） （□打ち込み・□載荷・□孔壁測定） 本

杭径（mm）	設計支持力（kN）	杭の先端の深さ（m）	本数	特記事項

5．鉄筋コンクリート工事

本標準仕様及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図はコンクリートの設計基準強度（Fc）が36N/mm²以下に適用する。

（1） コンクリート
◙コンクリートはJIS A 5308に適合するJIS認定工場の製品とし、施工に関してはJASS5（2022）による。
◙耐久設計基準強度Fd □短期 ◙標準 □長期 □超長期
◙セメントは、JIS R 5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。
◙水セメント比 □60%以下 ◙55%以下 □50%以下 □その他（構造体のみ、土間コン除く）
◙AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤を用いるコンクリートの所要空気量の目標値は、4.5%とする。
◙コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン（Cl^-）量で0.30kg/m³以下とする。
◙調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。
◙寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
◙構造体コンクリートについて、現場の圧縮強度試験供試体（JASS5T−603）は、現場水中養生、または現場封かん養生する場合、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととする。また、打込み量が150m³をこえる場合は150m³ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車からその必要本数を採取する。
なお、1回の試験の供試体の数は、調合管理強度の管理試験用、構造体コンクリートの材齢28日圧縮強度推定用、型枠取外し時期決定用、構造体コンクリートの材齢28日を超え91日以内の圧縮強度推定用その他必要に応じて、それぞれ3個とする。
◙コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにする。
◙フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。
測定検査の回数は、通常の場合、1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
◙ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は150分、25℃以上の場合は120分以内とする。
◙乾燥、振動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生を行う。
◙材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体、構造体コンクリートの材齢28日を超え91日以内の圧縮試験強度推定用の供試体は、（財）沖縄県建設技術センターで試験を行うこととする。
なお、調合管理強度の管理試験については、監督員の承認を受けた場合に限り、（財）沖縄県建設技術センター以外で試験を行うことができるものとする。

（2） 鉄 筋
◙鉄筋はJIS G 3112の規格品を標準とする。施工はJASS5（2022）による。
□高強度せん断補強筋は、JIS G 3137に規定されるD種1号適合品とする。
◙鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）（2）」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）（2）」による。
◙鉄筋継手等

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級 （1）引張力最小部位	（2）（1）以外の部位（注） A級	B級	SA級	鉄筋の径
◙重ね継手	◙40d □35d □（ ）d				◙D（16）以下
□圧接継手	□告示1463号第2項各号	□			□D（19）以上
□溶接継手	□告示1463号第3項各号	□	□		□D（ ）以上
□機械式継手	□告示1463号第4項各号	□	□	□	□D（29）以上

注）（1）以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって「鉄筋継手使用基準（建築物の構造関係技術基準解説書2007）」によって検討した部材条件・仕様によること。
◙D19未満は、すべて重ね継手とする。継ぎ手（D19以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
◙継手部分の施工要領は社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」（ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事）による。
継手部の検査方法：・外観検査 ◙有 □無 ・引張試験 ◙有 □無 ・超音波探傷試験 ◙有 □無
ガス圧接部分の検査を超音波探傷試験によって行う場合、最初の数ロットについては引張試験も併用し、1回の試験は5本以上とする。
（1ロットは同一作業班が同一日に作業した圧接箇所で200箇所程度とする）
□柱の帯筋（HOOP）の加工方法は、□H型（タガ型） □W型（溶接型） □S型（スパイラル型）とする。
□高強度せん断補強筋（パワーリング785）を柱帯筋（HOOP）または梁肋筋（スターラップ）に使用する場合は溶接閉鎖型とし、加工方法等はパワーリング785の仕様書による。

（3） 型 枠
◙材料 合板厚 12m/mを標準とする。 ◙施工はJASS5による。
◙型枠存置期間

種類	せき板				支柱		
部位	基礎、はり側、柱、壁		スラブ下、はり下		スラブ下		はり下
セメントの種類 / 存置期間 平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
コンクリートの材令（日） 15℃以上	2	3	4	6	8	17	28
5℃～15℃	3	5	6	10	12	25	28
5℃未満	5	8	10	16	15	28	28
コンクリートの圧縮強度	5.0N/mm²（短期・標準） 10.0N/mm²（長期・超長期）		設計基準強度の50%		設計基準強度の 85%		100%

注） 1 片持ばり、庇、スパン9.0m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
注） 2 大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注） 3 支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注） 4 盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注） 5 支柱の盛りかえは、小ばりが終ってから、スラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注） 6 上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。
注） 7 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛かえを行わないこと。
注） 8 支柱の盛りかえは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動又は衝撃を与えないように行うこと。
注） 9 せき板のコンクリートの圧縮強度の（ ）内は耐久設計基準強度Fdを示す。

6．鉄骨工事

（1） 鉄骨工事は指示のない限り下記による。
□日本建築学会「JISS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
□鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」 □日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」
□鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手のくい違い仕口のずれの検査、補強マニュアル」

（2） 工事監理者の承認を必要とするもの。
□制作工場 □制作要領書 □工作図 □施工計画書
□認定または登録工場（大臣認定 S H M R J グレード 都登録 T1 T2 T3 ランク）
□材料規格証明書※または試験成績書
□鋼材 □高力ボルト □特殊ボルト □頭付スタッド
※社）日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート
□社内検査表 □ □

（3） 工事監理者が行う検査項目 （◙印以外の項目の検査結果については、工事管理者に報告すること。）
□現寸検査 □組立・開先検査 □製品検査 □建方検査

（4） 接合部の溶接は下記によること。
□平成12年建設省告示第1464号第二号イ、ロ
□鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱（建築構造設計指針第12章）
□日本建築学会「溶接工作規準、同解説Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴ，Ⅵ，Ⅶ，Ⅷ，Ⅸ」
□日本建築学会「鉄骨工事技術指針・工事現場施工編」

（5） 接合部の検査
□溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法		検査率又は検査数 社内	第三者	工事管理者	備考
□完全溶込み溶接部（突合せ溶接） □	超音波探傷試験		100 %/個	30 %/個	%/個	※平成12年建設省告示第1464号第二号による（目視及び計測）
	外観（目視）検査※		%	%	%	
	内質検査（注）	□硬さ検査	%/個	%/個	%/個	注）東京都の要綱に基づき必要となる建築物の場合に実施する
		□示温塗料塗布	%	%	%	
	マクロ試験・その他		個	個	個	
第三者検査機関名						
第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。						

注1） 現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、原則として概観検査、超音波探傷検査を100%行うこと。
注2） 知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応案を建築主事等に報告すること。
□高力ボルトは「JIS B1186の高力ボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径2倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態であること。
ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処置で表面あらさが50S以上である場合は赤さびは発生しないままでよい。は赤さびは発生しないままでよい。また、溶融亜鉛めっきの場合、溶融亜鉛めっき後、軽くブラスト処理等を施すこと。
□高力ボルトの検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること。）
軸力導入試験 □要 □否 高力ボルトすべり係数試験 □要 □否
□一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、供回り等の異常が無いことを確認する。
□トルシア形高力ボルトは二次締め後、ピンテールが破断していることを確認する。

（6） 防錆塗装
□防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。
錆止めペイントは、□JIS K5621、□JIS K5674、□ を使用して、4つ星2回塗りを標準とするが実況に応じて決定すること。
□屋外に面する鋼材は溶融亜鉛メッキとする。（ボルト含む）
□現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し2回塗りとする。

（7） 耐火被覆の材料 □

7．設備関係

◙建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
◙設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
◙エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
◙特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
◙床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1／3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。
令第129条の2の3の事項 ・建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
◙建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。
◙屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
□煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。
□煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
◙建築物に設ける給水、排水その他配管設備は、
◙風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
◙建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
◙建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
◙管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止の措置を講ずること。
◙管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
◙法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他震動及び衝撃に対して構造上安全なものとすること。
◙給湯設備は、支持構造部及び緊結金物を腐食又は腐朽のおそれがないものとするほか、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。

8．その他

◙諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
◙各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
◙必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称 縮尺	構造設計標準仕様 S=− （A1） S=− （A3）
発注機関	渡名喜村教育委員会	図面番号	S-01
摘要		設計者 名称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役 喜納 正
検印	管理建築士 / 設計 / 製図	資格者氏名	一級建築士（大臣）登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
		登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
		所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）

1．一般事項

（1） 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

（2） 記号

d…異形棒鋼の呼び名に用いた数値　丸鋼では径　D…部材の成　R…直径

@…間隔　r…半径　℄…中心線　la…部材間の内法距離　ho…部材間の内法高さ

ST…あばら筋　HOOP…帯筋　S．HOOP…補強帯筋　φ…直径又は丸鋼

2．鉄筋加工、かぶり

（1） 鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	180°	135°	90°
図	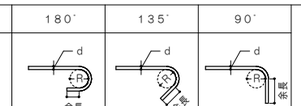		
鉄筋の余長	4d以上	6d以上（※4d以上）	8d以上（※4d以上）

鉄筋は、SD295，　SD345を使用する
折り曲げ内法寸法Rは、D16以下は、3d以上、D19以上は4d以上

折曲げ角度90°はスラブ筋、壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むT形およびL形のキャップタイにのみ用いる。

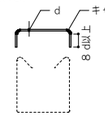

※片持スラブ上端筋の先端の余長

（2） 鉄筋中間部の折曲げの形状　鉄筋の折曲げ角度90°以下

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法（R）
	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	SD295 SD345	D16以下	3d以上
			D19～D25	4d以上
	上記以外の鉄筋	SD295 SD345	D16以下	4d以上
			D19～D25	6d以上

（3） 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲（kg／cm²）	定着の長さ 一般（L_2）	定着の長さ 下端筋（L_3） 小梁	定着の長さ 下端筋（L_3） スラブ	特別の定着及び重ね継手の長さ（L_1）
SD295 SD345	210以上240以下	35dまたは25dフック付き	35dまたは15dフックつき	10dかつ15cm以上	40dまたは30dフックつき
	180	40dまたは30dフックつき			45dまたは35dフックつき

コンクリートは普通Fc=180kg/cm²以上240kg/cm²以下、軽量Fc=180kg/cm²以上225kg/cm²以下

継　手

1．末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない
2．継ぎ手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする
3．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継ぎ手長さとする
4．D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない
5．鉄筋径の差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない

ガス圧接形状

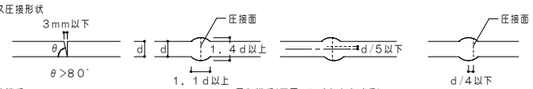

圧接継手　　重ね継手(下図のいずれかとする)

（4） 鉄筋のかぶり厚さ　（単位：mm）

構造部分	最小かぶり厚さ（mm）	設計かぶり厚さ（mm）
屋根スラブ・床スラブ・片持ちスラブ**・非耐力壁	20*	30*
耐力壁・壁梁・小梁・片持ち梁	30*	40*
土に接する耐力壁・床スラブ・布基礎の立上り部分・基礎つなぎ梁	40	50
基礎　（捨コンクリート部分は除く）	60	70

（注）　＊　耐久性上有効な仕上げがない場合は、屋内・屋外にかかわらず10mm増しとする。
又、軽量コンクリートの場合は10mm増しの値とする。
＊＊　片持ちスラブの先端は、最小かぶり30mmとする。　（8-(1)の◎参照）

（5） 鉄筋のあき

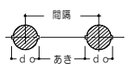

a、異形鉄筋では呼び名に用いた数値1．5d以上 異形鉄筋
b、粗骨材の最大寸法の1．25以上かつ25以上

（6） 鉄筋のフック　（a～fに示す鉄筋の末端部にはフックをつける。）

a、壁長が1m以下の壁横筋の末端　b、あばら筋、帯筋　c、煙突の鉄筋
d、柱、梁（基礎梁は除く）の出すみ部分の鉄筋（右図参照）
e、単純梁の下端筋
f、その他、本配筋標準に記載する箇所

●印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要

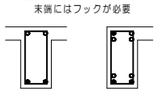

3．杭　（地震力等の水平力を考慮する必要のある場合は、別途検討すること。）

（1） PC杭、又はPHC杭の全てに補強を行う
※構造図（基礎リスト）による。

（2） 現場打ちコンクリート杭

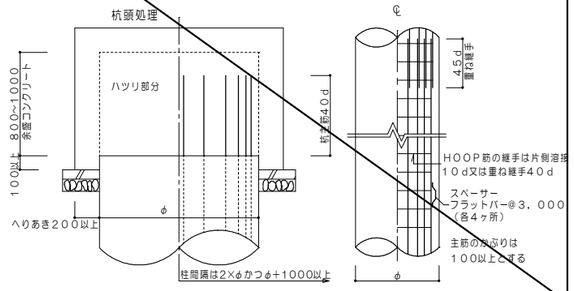

4．基　礎

（1） 布基礎

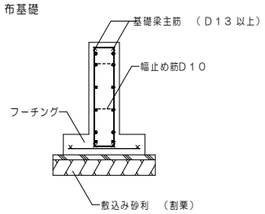

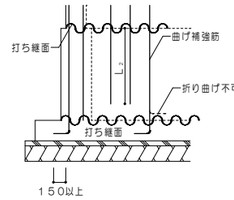

布基礎2回打ち（フーチングと立上り部分を分ける）の場合

布基礎交差部配筋（平面）

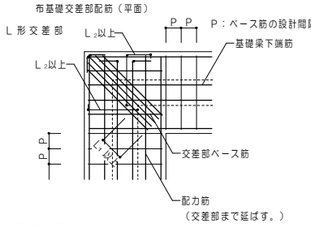

原則として基礎ばり下端主筋・ベース筋・配力筋および交差部ベース筋を配置する。
また、特殊な場合には、はかま筋を配置する。

ベース筋の間隔は原則として20cm以下とし配力筋の間隔は30cm程度とする。
P：ベース筋の設計間隔

十形交差部

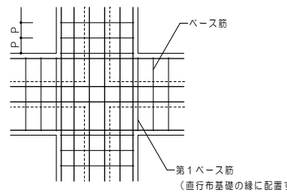

T形交差部

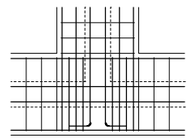

（2） 杭基礎

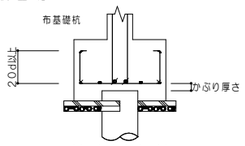

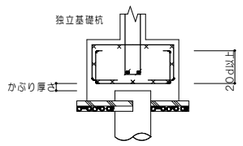

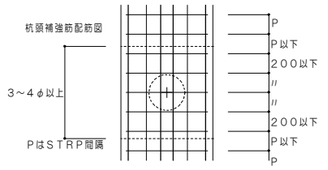

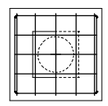

（3） べた基礎

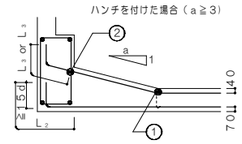

1．耐圧板鉄筋の継手位置は床スラブにならう
但し上筋と下筋を読みかえる
2．① の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする
3．② の鉄筋は　D13　以上
4．埋戻し土のある場合は40を70とする

（4） 基礎接合部の補強

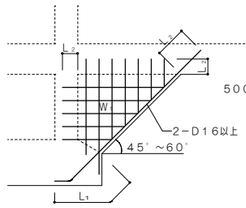

W₁の三角壁厚さは、200以上又は地中梁幅とし、配筋は同厚の壁リストにならう

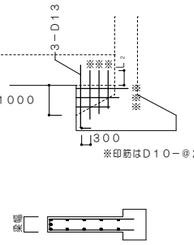

5．耐力筋

（1） 縦筋・曲げ補強筋・縦補強筋の定着

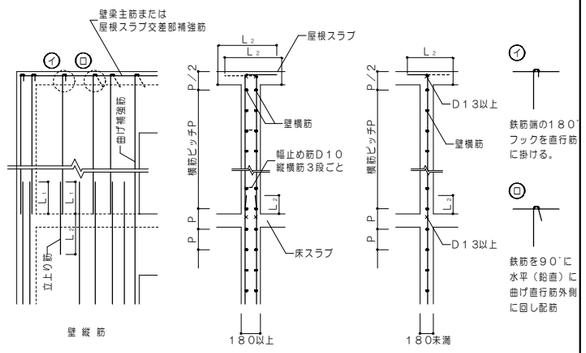

耐力壁と床、屋根スラブ

（2） 上・下階耐力壁の各種配置

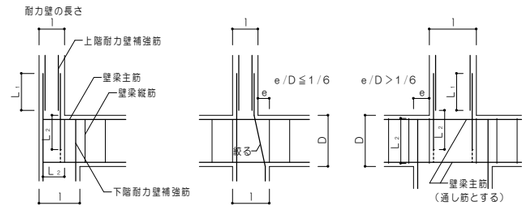

（3） 耐力筋の縦、横筋の配置

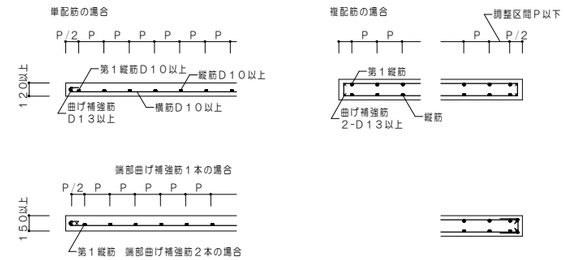

注）　壁長1500以下の横筋はHOOP状に加工すること。

（4） 耐力壁が交差する場合（平面）

ⓐ L形交差部の縦・横筋などの配置

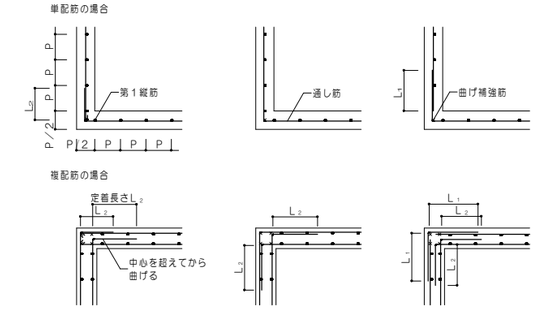

ⓑ T形交差部の縦・横筋などの配置

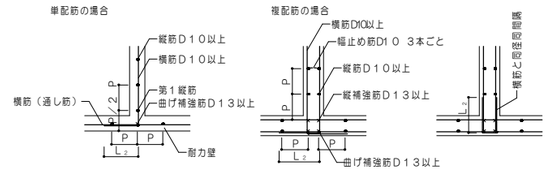

ⓒ 十形交差部の縦・横筋などの配置

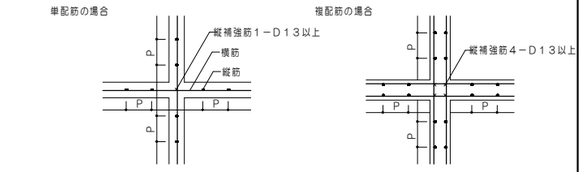

壁端部・開口部小口補強

	コ形補強筋が外側の場合	コ形補強筋が内側の場合	壁筋にフックを設けた場合
耐力壁			

（注）　1．耐力壁の場合、コ形補強筋は壁筋と同径・同間隔とする
2．L寸法は構造図による。構造図に記載のない場合は15dとする。
3．壁筋にフックを設けた壁で、壁厚が250mm以下の場合、開口部小口補強は省略することができる。

6．使用可能な鉄筋の最大径（標準）

構造種別＼部位	耐力壁	壁梁 がりょう 小梁	布基礎 基礎 基礎梁	スラブ	非耐力壁	塀
壁式鉄筋コンクリート造	D22	D22	D25	D16	D16	D16

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事	工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1	図面名称	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）
発注機関	渡名喜村教育委員会	縮尺	S=－　(A1)　S=－　(A3)
摘要		図面番号	S-02

検印	管理建築士	設計	製図	

設計者		
名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役　喜納 正	
資格者氏名	一級建築士（大臣）登録 第295746号 管理建築士　喜納 正	
登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号	
所在地	沖縄県那覇市字国場385番地	

壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

L＝鉄筋コンクリート構造配筋
標準図(1)の2－(3)による。

７．壁梁、小梁

（１） 壁梁の標準配筋図

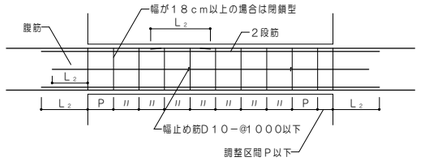

（２） 壁梁の範囲

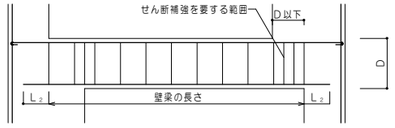

（３） 定着

ⓐ 壁梁

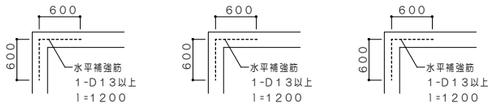

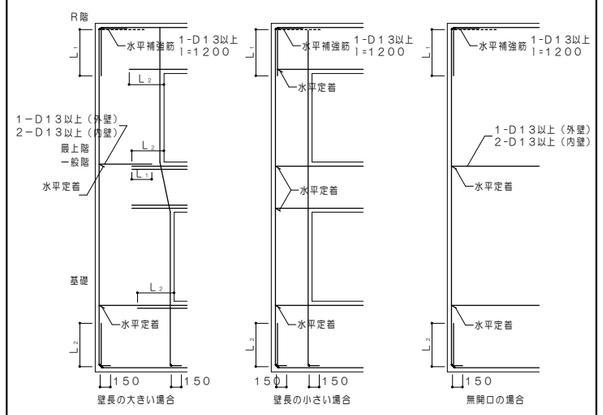

ⓑ 小梁の定着、継手位置およびトップ筋の長さ

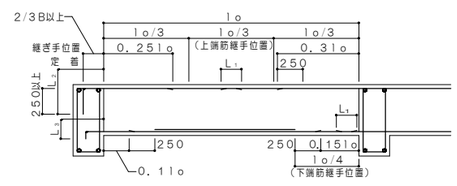

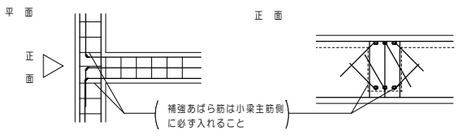

（４） あばら筋の型

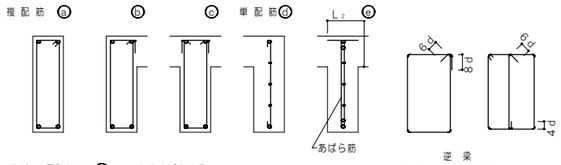

（イ） 原則としてⓐのフック先曲げとする。
片側床版（Ｌ型）梁でⓑ、
両側床版付（Ｔ型）梁でⓒとすることができる。

（ロ） フックの位置はⓐにあっては交互、
ⓑにあってはスラブ側とする。

逆梁

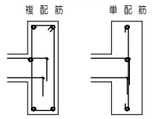

（５） 壁梁と壁のおさまり

壁梁の厚さは耐力壁の厚さ以上とする

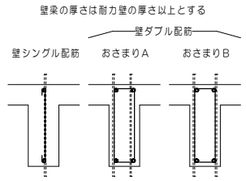

梁幅の最小寸法（構造体寸法）

（単位 ㎜）

おさまり	梁主筋	曲げ補強筋 D13	曲げ補強筋 D16	おさまり	梁主筋	曲げ補強筋 D13	曲げ補強筋 D16
A	D13	180	180	B	D13	195	200
	D16	180	190		D16	195	210
	D19	190	200		D19	205	220

（注） かぶり厚さ４０㎜の場合

８．床 板

（１） 定着および継手

ⓐ 片持床スラブ

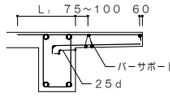

継手の位置は原則として下表による。

		標準継手位置
上端筋	短辺方向	B
	長辺方向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A C

ⓑ 一般床スラブ

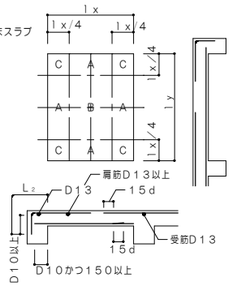

（２） 屋根スラブの補強

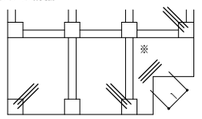

ⓐ 補強筋は各3-D13またはスラブ主筋の同一径で
l=1，500 とし、上端筋の下に配筋する

ⓑ ※の個所(入隅)は各階補強する

（３） 片持ちスラブの出隅部補強

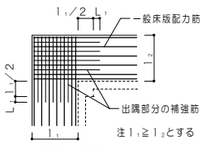

（出隅部分補強配筋）

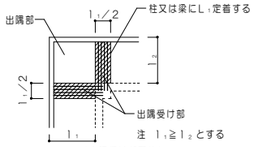

（出隅受け部配筋）

（４） 床板開口部の補強 （開口の径５００程度の場合）

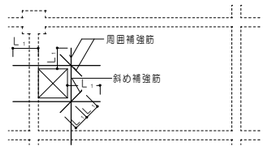

床板厚さD	周囲	斜め
D≦150	各2-D13	各1-D13
150<D≦200	各2-D13	各2-D13
200<D≦300	各2-D19	各2-D19

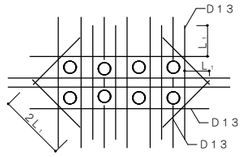

注）設備の小開口が連続してあく場合は縦、横、斜補強筋とは別に開口によって切られる鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

（５） 床板段差

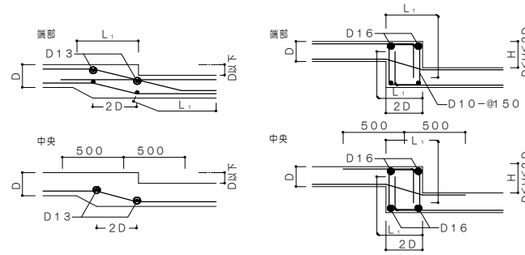

（６） 土間コンクリート

ⓐ 軽作業の土間

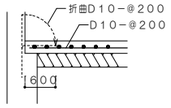

ⓑ 間仕切壁との交叉部

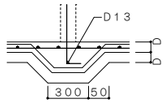

（７） 釜場

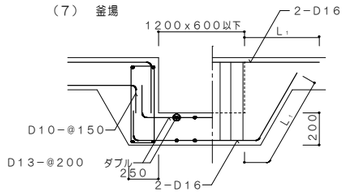

（８） 打継ぎ補強（ダメ穴打継面について）

●設計配筋間隔の１／２ピッチ長さ2L₁以上

●無筋部分D１０－@２００長さ８００以上

９．階 段

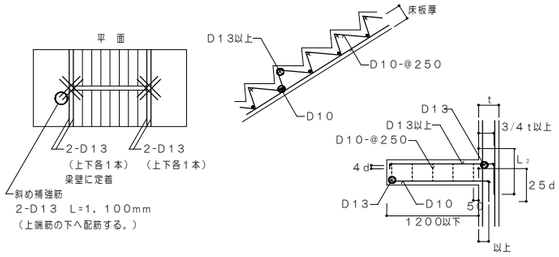

１０．その他

（１） 手摺、パラペット

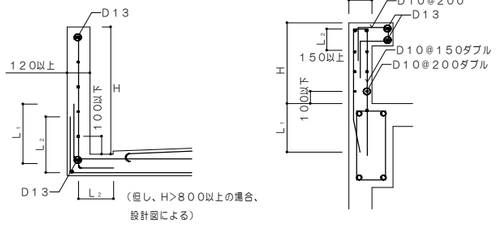

（２） コンクリートブロックの帳壁

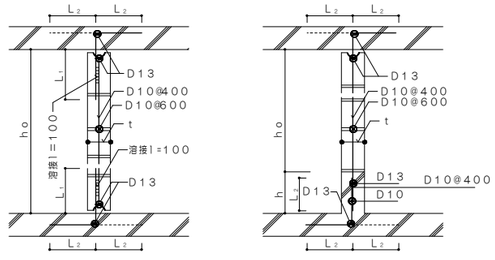

注）ｈｏ≦２５ｔかつ３５００以下とする。但し直交方向２５ｔ以内に壁、又は柱がある場合は除く

注）ｈはコンクリートブロック段数調節寸法とする。但し、２００≦ｈ≦４００

１１．梁貫通孔補強

（１） 既製品 （使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと。）

□リング型 □ パイプ型 □ 金網型 ■ スーパーハリー

（２） 鉄筋標準配筋 但し、φ≦D／3とする。

設置可能範囲 ※梁端部（スパン1/10以下かつ2D以内）は避ける。

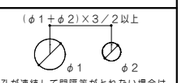

貫通孔が連続して間隔等がとれない場合は設計者又は工事監理者と打合せのこと。

80≦φ≦100	100<φ≦150	150<φ≦250
折筋 2-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13@100	折筋 2-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13 @50 横筋 2-(2-D13) 上下縦筋 ST 2-D13 @50	斜筋 4-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13 @50 横筋 2-(2-D13) 上下縦筋 ST 2-D13 @50

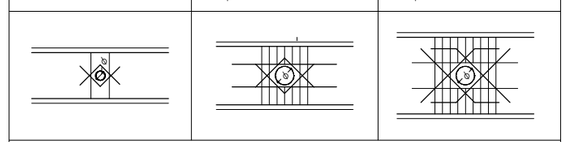

φ>250
孔補強の有効範囲と
定着長さのとり方

※部分について計算で
確認された場合は
右記の位置、寸法に
よらなくて良い

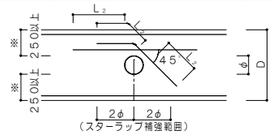

（スターラップ補強範囲）

●梁幅が、４００を超える場合は補強筋でD１３はD１６又は、２－D１３は3－D１３と、各々読みかえる

１２．コンクリートブロック塀

（１） ブロック塀の高さ・厚さと基礎の構造

a．塀の高さ（地盤面に高低差のある場合は低い方にによる）は２．２ｍ以下。
b．塀の厚さは、塀の高さ２ｍ以下の場合は１２ｃｍ以上、２ｍを超える場合は１５ｃｍ以上。
c．地盤が液状化の恐れがある砂質土および軟弱土の場合は、別途検討する。
d．鉄筋挿入部はモルタルを充てんすること。

控壁のない塀例 高さ１．２ｍ以下

空洞ブロック390x190x120

縦筋は、ブロックの空洞部内で重ね継ぎをしてはならない。

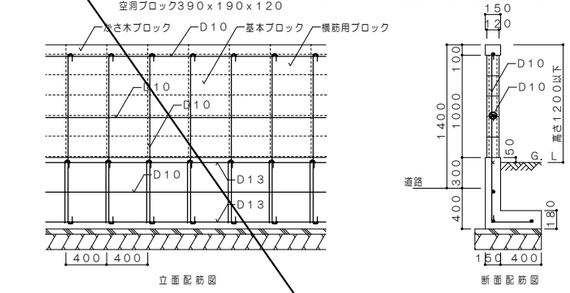

控壁のある塀例 高さ２．２ｍ以下

壁厚１５ｃｍ以上（高さ２ｍ以下は１２ｃｍ以上） 控壁間隔３．４ｍ以下

空洞ブロック 390x190x120

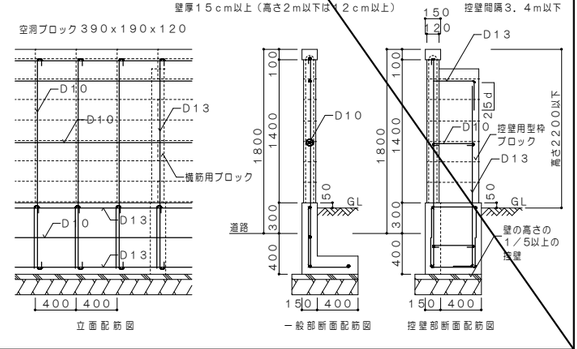

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1			図面名称	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（2）
発注機関	渡名喜村教育委員会			縮尺	S=－ (A1) S=－ (A3)
摘要				図面番号	S-03
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役 喜納 正
				資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
				登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
				所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（3）

(一社)日本建設業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成WG　2020.06.01 改定

１３．かぶり厚さ

13-1 鉄筋のかぶり厚さ

1. 鉄筋のかぶり厚さは表4-1による。
2. 柱・梁かぶり厚さは表4-1を満足し、かつ主筋に対する最小かぶり厚さは、主筋径の1.5倍以上とする。D29以上の鉄筋を使用する場合は、最小かぶり厚さが表4-1より大きくなる部位があるため、注意すること。
3. 配筋は構造体寸法(打増しを除いた寸法)から所定の設計かぶり厚さを確保できる位置にて行う。
4. 耐久性上有効な仕上げがある場合、表4-1の※1の値を10mm減じてよい。
   耐久性有効な仕上げの例
   ・タイル張り
   ・モルタル塗り(10mm以上)
   ・打増し(10mm以上)
5. ひび割れ誘発目地・打継ぎ目地・化粧目地等がある場合は、目地底からのかぶり厚さを確保する。
6. 柱・梁で打継ぎ目地を設ける場合は、構造体寸法に目地深さ分を打増しとする。この打増しは上記4.により、耐久性上有効な仕上げと考えることができる。
7. 捨てコンクリートは、かぶり厚さに含まない。
8. 軽量コンクリートを用いる場合は表4-1の※2の値に10mmを加えた値とする。

表4-1 鉄筋のかぶり厚さ　(単位mm)

部位			設計 ※3 かぶり厚さ	最小 ※4 かぶり厚さ	分類記号
土に接しない部分	スラブ	屋内	30	20	a
		屋外	40 ※1	30 ※1	b
	柱・梁 耐力壁	屋内	40	30	c
		屋外	50 ※1	40 ※1	d
	非耐力壁	屋内	30	20	e
		屋外	40 ※1	30 ※1	f
	煙突内面		60	50	g
	擁壁・基礎スラブ		50	40	h
土に接する部分	柱・梁・壁・スラブ 連続基礎の立上り部分		50 ※2	40 ※2	i
	基礎スラブ・擁壁		70 ※2	60 ※2	j
基礎			70 ※2	60 ※2	k

※3　設計かぶり厚さ
施工誤差の割増10mmを標準として見込むことによって、打設後最小かぶり厚さを下回る危険性を少なくするように、設計時点で配慮したかぶり厚さを示す。

※4　最小かぶり厚さ
建築基準法施行令に規定されたかぶり厚さを基に、屋外側については耐久性の観点から10mm増したかぶり厚さを示す。

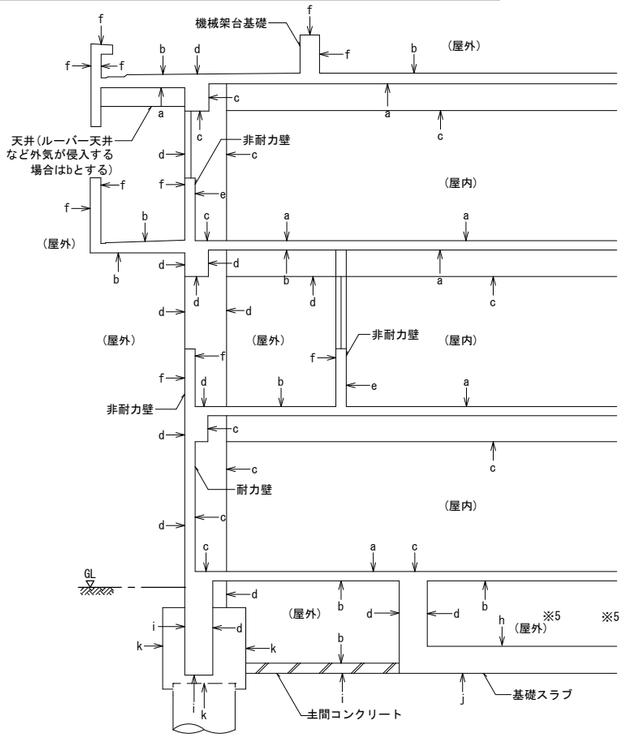

※5：ピット内を屋内とする場合は監理者と協議のこと。

一般階スラブ

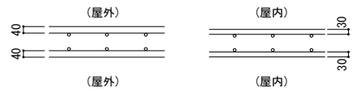

非耐力壁　(断面)

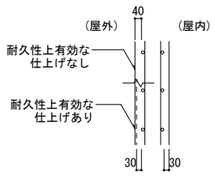

機械架台基礎(屋外)

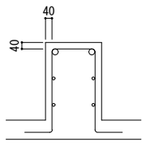

梁(一般階)

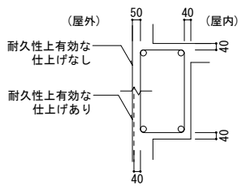

梁(地下階)

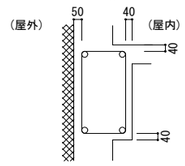

地階二重スラブ

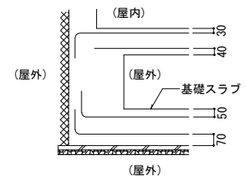

土に接する構造スラブ・土間コンクリート

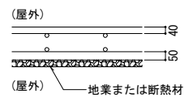

耐力壁　(断面)

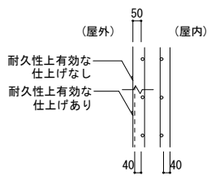

柱(一般階)

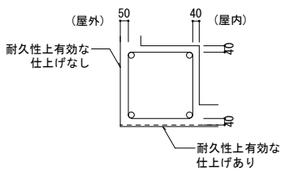

基礎梁(基礎スラブ付の場合)

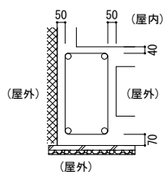

基礎梁(基礎スラブのつかない場合)

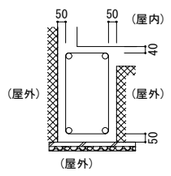

杭基礎

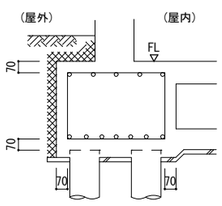

注)基礎下端筋のかぶり厚さは杭天端からの寸法を示す

独立基礎

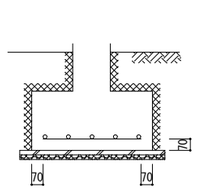

地下外壁　(断面)

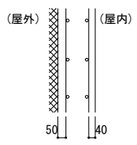

柱(地下階)

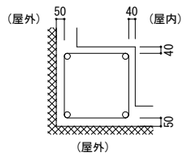

擁壁・ドライエリア

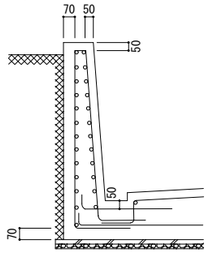

免震材料の上部・下部躯体

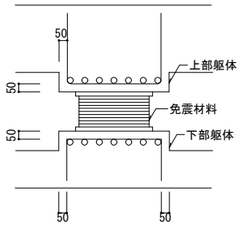

連続基礎・べた基礎

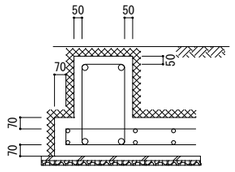

・図中の ▨ は、土が接する部分を示す。

図4-1 部位別設計かぶり厚さ

13-2 鉄筋サポート・スペーサー・結束線

1. 鉄筋サポート・スペーサーのサイズは設計かぶり厚さを満足するものを使用する。
2. 鉄筋サポート・スペーサーの種類は設計基準強度以上のコンクリート製または鋼製を使用する。柱・梁・基礎・基礎梁・壁・地下外壁の側面のスペーサーはプラスチック製でもよい
3. 鉄筋サポート・スペーサーの数量、配置は図4-2-1、図4-2-2、図4-2-3、図4-2-4による。
4. スペーサー(ドーナツ形)は縦使いを原則とする。梁の側面の場合、スペーサーを設置する腹筋と近傍のあばら筋を動かぬよう緊結させる。
5. 断熱材打込み時の鉄筋サポートは断熱材用の製品(プレート付き)を使用するか、または鉄筋サポート下に樹脂バットを設置し、断熱材にめりこまないようにする。
6. 鋼製鉄筋サポートは在来型枠との接触面に防錆処理を施した製品を使用する。
7. 結束線は内側に折り曲げることを原則とする。

壁

Pは縦・横共1500程度とする。

壁前後のスペーサー位置は、縦方向・横方向のいずれかの間隔を200程度とすればよい。

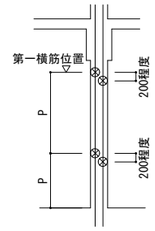

図4-2-2 壁のスペーサーの取付け要領

基礎

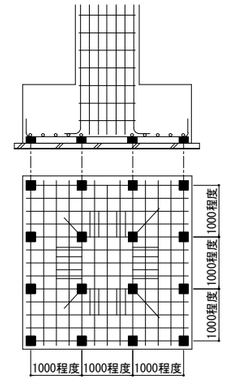

(3000x3000程度の場合)

図4-2-3 基礎の鉄筋サポートの取付け要領

スラブ

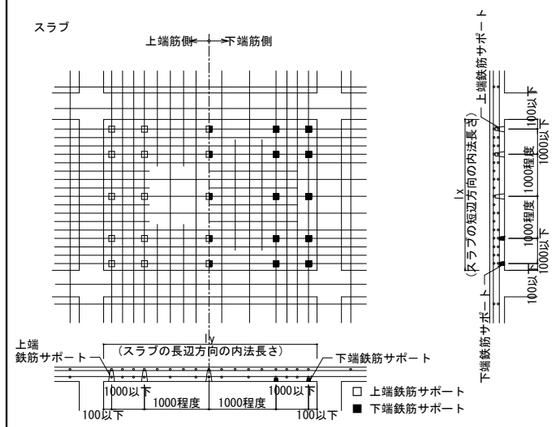

図4-2-4 スラブの鉄筋サポートの取付け要領

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事				工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1				図面名称	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（3）
発注機関	渡名喜村教育委員会				縮　尺	S=－　(A1)　S=－　(A3)
摘　要					図面番号	S-04
検　印	管理建築士	設　計	製　図		設計者 名称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役　喜納 正
					資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士　喜納 正
					登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
					所在地	沖縄県那覇市字国場385番地

ボーリング柱状図

調　査　名　令和６年度ターン台等保管倉庫設計業務

事業・工事名

ボーリングNo											

シートNo

ボーリング名	B－1	調査位置	渡名喜村粟苅3267番地1			北緯	26°22'08.68153"
発注機関	渡名喜村　教育委員会			調査期間	2024年10月22日 ～ 2024年10月23日	東経	127°8'48.25634"
調査業者名	アート技研株式会社 電話（098－858－6101）	主任技師	赤嶺　幸彦	現場代理人	赤嶺　幸彦	コア鑑定者	島袋　貴之
						ボーリング責任者	奥間　保行
孔口標高	KBM +0.25m	角度	上 180° / 90° / 下 0°	方向	北 0° / 東 90° / 南 180° / 西 270°	地盤勾配	水平 0° / 鉛直 90°
総掘進長	20.17m	使用機種	試錐機	YBM－05DA－2	ハンマー落下用具	半自動落下型	
			エンジン	ヤンマーTF－90V－E2	ポンプ	YS550DX	

標尺 (m)	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事	孔内水位(m)／測定月日
0～4.60	-4.35	4.60	4.60		砂	淡褐			堆積層 細砂から粗砂で構成される、海岸砂が分布する。 上部、植物根の混入が確認される。ゆるい～中位に締まった状態の相対密度を示す。 層下部では粗砂が目立ち、少量の貝殻片や石英・サンゴ細礫を混入する。	10/22 3.70
4.60～7.90	-7.65	3.30	7.90		礫混じりシルト質砂	淡灰褐			堆積層 サンゴ礫や枝サンゴ、貝殻片の混入が観られる砂層。 粗砂の海岸砂を主体とし、上部は中位に締まった状態で構成される。 深度方向へ細粒分を含み、ゆるい状態を呈する。	
7.90～9.50	-9.25	1.60	9.50		礫混じりシルト質粘土	明白褐～明褐			洪積層 φ2mm～30mm程度の石英礫や石灰岩礫の混入が観られる粘性土。 含水比は中位～低めで、非常に硬い状態で構成される。	
9.50～11.60	-11.35	2.10	11.60		礫混じり砂質シルト	淡白褐			洪積層 千枚岩礫や石灰岩礫を混入する粘性土が分布する。 砂分を含有し、全体的に固結した状態を示す。	
11.60～13.70	-13.45	2.10	13.70		礫混じりシルト質粘土	黄白褐			洪積層 石英礫や千枚岩礫、石灰岩やチャート礫を混入する粘性土。 含水比は中位～やや低めで、非常に硬い状態を示す。 13.00m付近は礫分が減少し、炭化物が確認される。	
13.70～20.17	-19.92	6.47	20.17		粘土混じりシルト質砂礫	暗灰褐			洪積層 石灰岩や石英礫、千枚岩礫やチャート礫からなる砂礫を主体とするが、部分的に粘性土を多く挟む。 上部は、半固結～固結状を成し、中位～密に締まった状態を示す。所々に、少量ではあるが炭化物が確認される。 層下部では、礫分が増加し礫状にて非常に密に締まった状態が確認されるが、部分的に粘性土を挟み、N値にバラつきが認められる。	

標準貫入試験

深度 (m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量 (cm)
0.65～0.95	1	2	3	6/30
0.95～1.15	2	3	3	8/30
1.45～2.15	3	6	7	16/30
2.45～3.15	3	4	4	11/30
3.45～4.15	5	6	6	17/30
4.45～5.15	4	5	6	15/30
5.45～6.15	1	2	2	5/30
6.45～7.15	1	2	2	5/30
7.45～8.15	4	7	11	22/30
8.45～9.15	8	9	9	26/30
9.45～10.15	9	11	11	31/30
10.45～11.15	9	11	11	31/30
11.45～12.15	4	6	3	13/30
12.45～13.15	6	7	8	21/30
13.45～14.15	6	8	8	22/30
14.45～15.15	6	8	8	22/30
15.45～16.15	8	10	12	30/30
16.45～17.15	16	20	14/5	50/25
17.40～18.15	11	15	19	45/30
18.45～19.15	10	14	15	39/30
19.45～20.05	8	42/2		50/12
20.17				

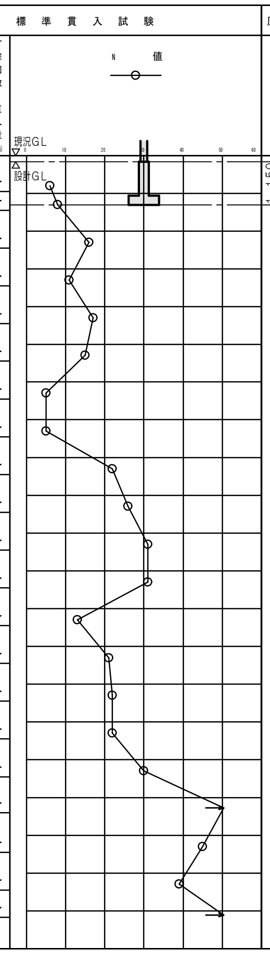

原位置試験 深度 (m)	試験名および結果	試料採取 深度 (m)	試料番号	採取方法	室内試験	掘進月日

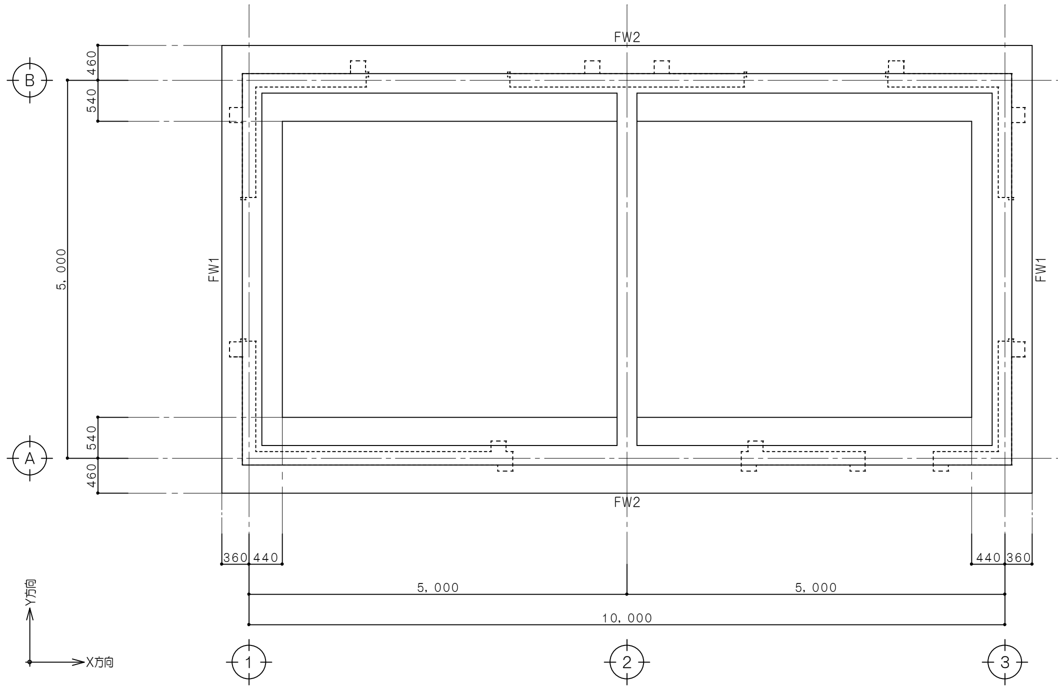

基礎伏図　A1：1/ 50　A3：1/100　見下げ図

特記事項	
1	設計地耐力ｆｅ（長期）＝100kN/㎡
2	平板載荷試験を１ヶ所おこなうこと。
3	基礎深さはGL－1150とする。

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事			工事年度	令和　8　年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1			図面名称 縮　　尺	ボーリング柱状図・基礎伏図 S=1:50 (A1)　S=1:100 (A3)
発注機関	渡名喜村教育委員会			図面番号	S-05
摘　　要				設計者 名　　称	有限会社 め～ばる設計工房 代表取締役　喜納 正
検　　印	管理建築士	設　計	製　図	資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士　喜納 正
				登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
				所　在　地	沖縄県那覇市字国場385番地

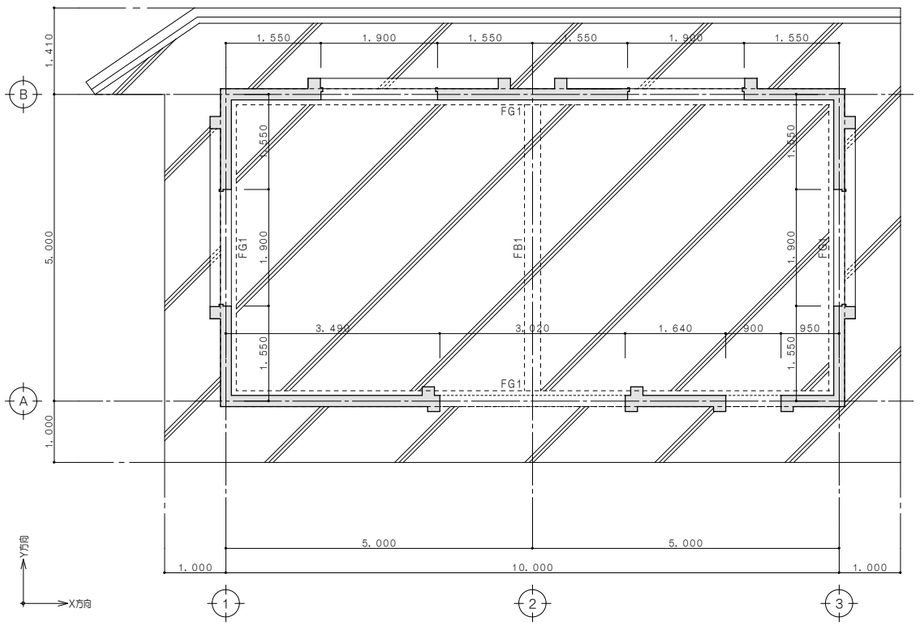

1 階 伏 図　A1：1/ 50　A3：1/100　見下げ図

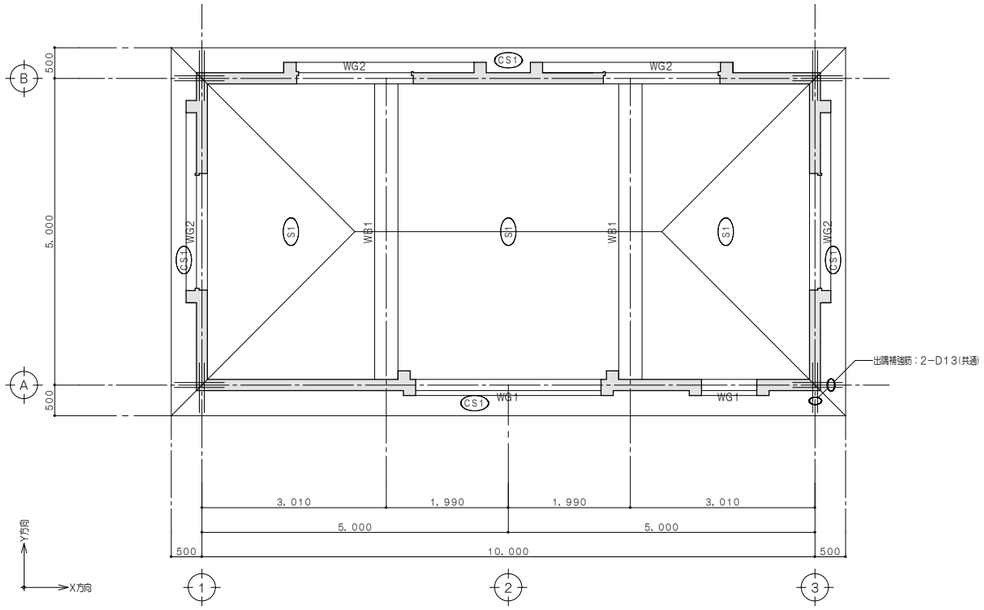

R 階 伏 図　A1：1/ 50　A3：1/100　見上げ図

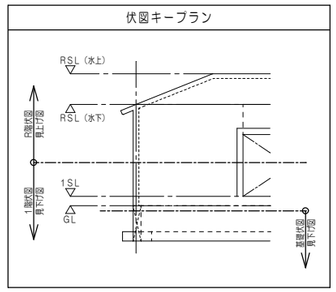

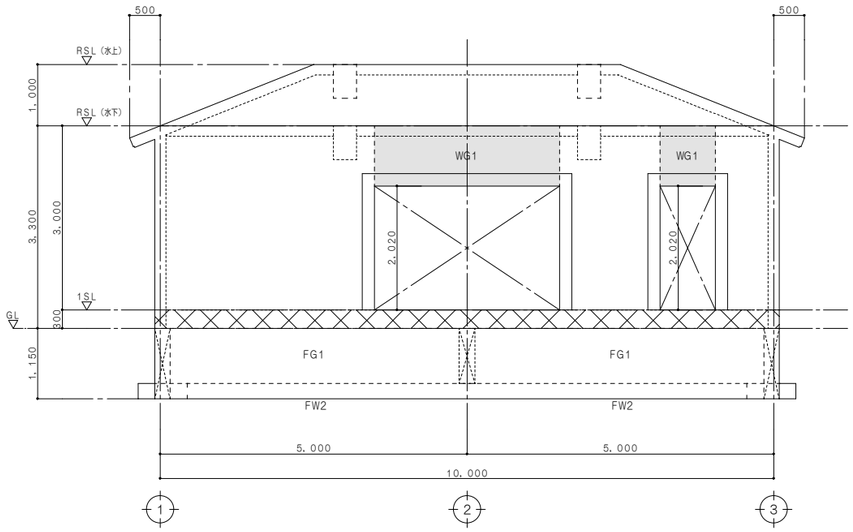

Ⓐ 軸 組 図　A1：1/ 50　A3：1/100

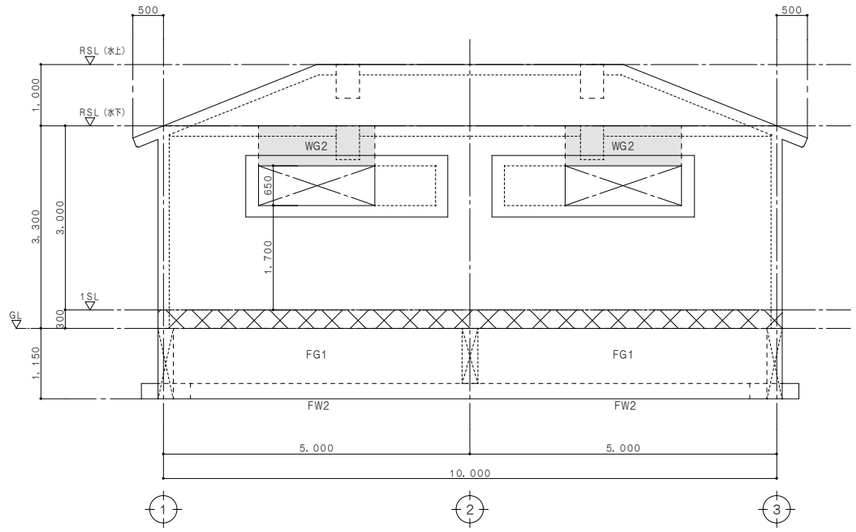

Ⓑ 軸 組 図　A1：1/ 50　A3：1/100

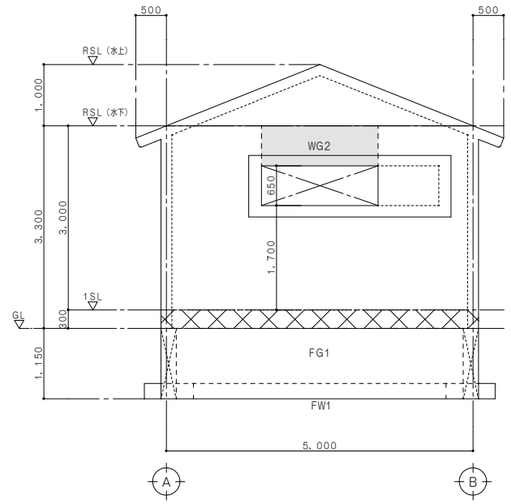

①・③ 軸 組 図　A1：1/ 50　A3：1/100

凡 例	
	鉄筋コンクリート造とする。
	外部土間コンクリートを示す。（ダブル配筋）
	フカシを示す。
	開口部を示す。
Ⓢ	主筋方向 ⌇ のスラブ配筋を示す。
(X)	主筋方向 ━ のスラブ配筋を示す。

特 記 事 項	
1	特記なき地中梁天端はGL±0とする。
2	特記なき壁はW18とする。

柱、梁梁フカシ要領図

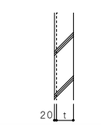

建具開口寸法記入要領

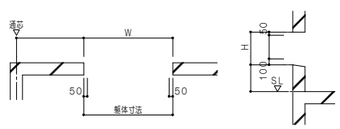

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1			図面名称	伏図・軸組図
発注機関	渡名喜村教育委員会			縮 尺	S=1:50 (A1)　S=1:100 (A3)
摘 要				図面番号	S-06
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者 名 称	有限会社 め～ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
				資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第29874号 管理建築士 喜納 正
				登 録 番 号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
				所 在 地	沖縄県 那覇市 字国場385番地

基礎リスト

A1：S=1/30
A3：S=1/60

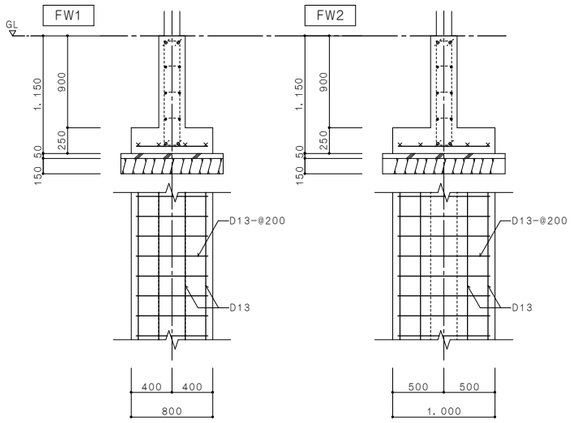

鉄筋記号

鉄筋の記号は下記の通りとする			
鉄筋記号	•	×	✓
鉄筋径	D10	D13	D16
鉄筋種別	SD295		

出隅部詳細図

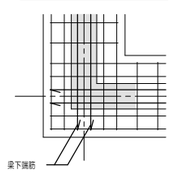

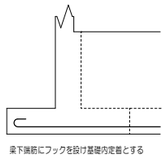

地中梁リスト

A1：S=1/30
A3：S=1/60

1. 特記なき幅止メ筋 ←----→ はD10−@1，000とする。

符号	FG1	FB1
位置	全断面	全断面
断面	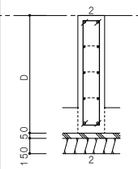	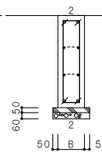
B x D	260X1150	260X900
上端筋	2−D16	2−D16
下端筋	2−D16	2−D16
肋筋	□D10−@200	□D10−@200
腹筋	6−D10	4−D10

壁梁リスト

A1：S=1/ 30
A3：S=1/ 60

1. 特記なき幅止メ筋 ←----→ はD10−@1，000とする。

符号	WG1	WG2	WB1	
位置	全断面	全断面	端部	中央
断面	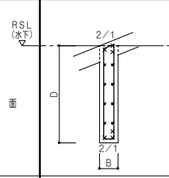	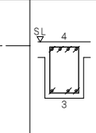		
B x D	180x950	180x650	380X550	
上端筋	3−D13	2−D13	4−D16	4−D16
下端筋	3−D13	2−D13	3−D16	4−D16
肋筋	□D10−@200	□D10−@200	□D10−@150	
腹筋	8−D10	6−D10	———	

床版リスト

符号	厚さ	位置	短辺方向配筋	長辺方向配筋	備考
S1	170	上端筋	D10，D13−@200	D10，D13−@200	ダブル
		下端筋	D10−@200	D10−@200	
CS1	170	上端筋	D10，D13−@200	D10，D13−@200	ダブル
		下端筋	D10−@200	D10−@200	
内部土間	160	上端筋	D10，D13−@200	D10−@200	土間コンクリート
		下端筋	D10−@200	D10−@200	(ダブル)
外部土間	150	上端筋	D10−@200	D10−@200	土間コンクリート
		下端筋	———	———	(シングル)

壁リスト

A1：S=1/ 30
A3：S=1/ 60

特記なき幅止メ筋 ←----→ はD10−@1，000とする。

符号		W18	開口補強要領図
断面		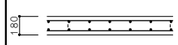	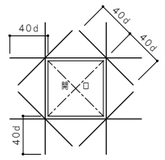
縦筋		D10−@200 (ダブル)	
横筋		D10−@200 (ダブル)	
開口補強筋	縦	曲げ補強筋要領参照	
	横	2−D13	
	斜め	2−D10	

曲げ補強筋配筋要領

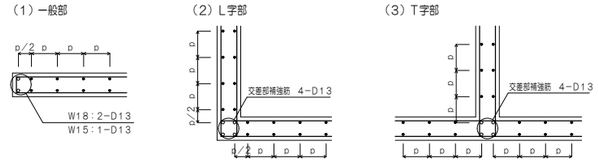

A通り架構配筋図

A1：S=1/30
A3：S=1/60

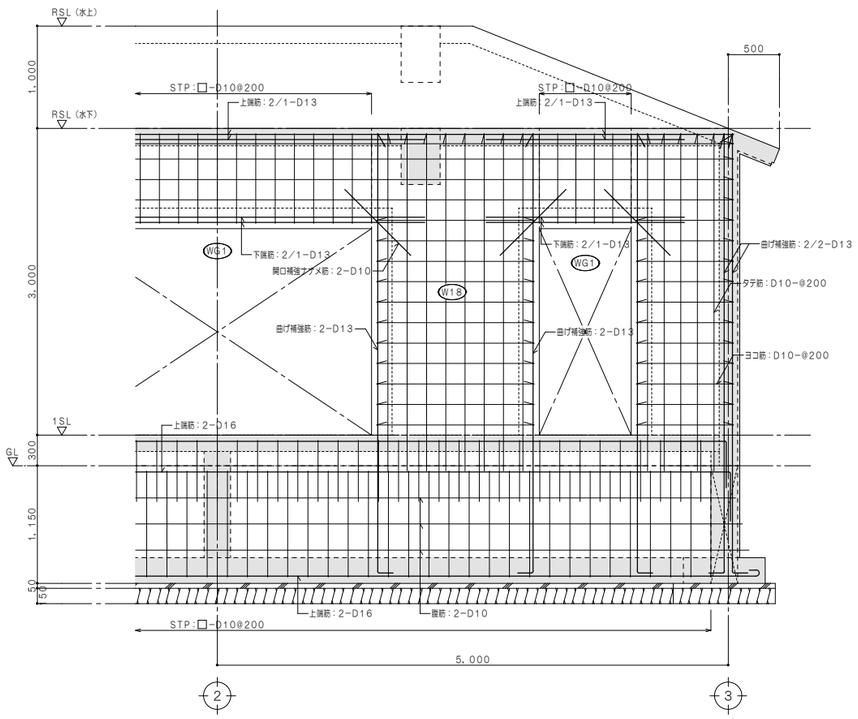

CS1配筋図

A1：S=1/30
A3：S=1/60

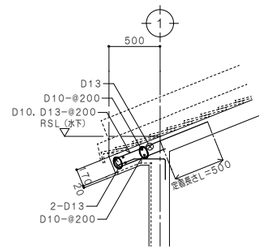

外部土間配筋図

A1：S=1/30
A3：S=1/60

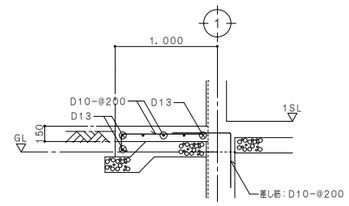

地中梁上フカシ配筋図

A1：S=1/30
A3：S=1/60

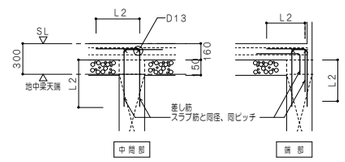

WB1水上部配筋図

A1：S=1/30
A3：S=1/60

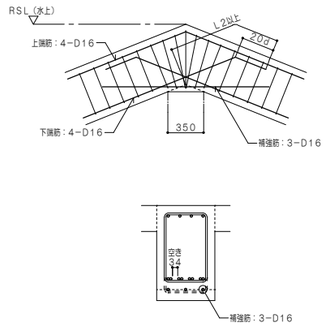

平面配筋詳細図

A1：S=1/30
A3：S=1/60

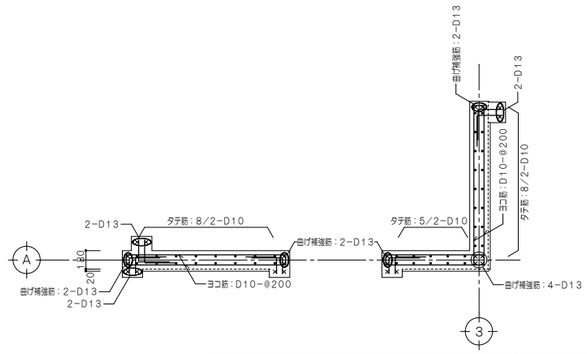

工事名称	ターン台等保管倉庫建築工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県島尻郡渡名喜村粟苅3267番1			図面名称	断面リスト・雑配筋図
発注機関	渡名喜村教育委員会			縮尺	S=1:30 (A1) S=1:60 (A3)
摘要				図面番号	S-07
検印	管理建築士	設計	製図		

設計者	
名称	有限会社 め〜ぱる設計工房 代表取締役 喜納 正
資格者氏名	一級建築士(大臣)登録 第298746号 管理建築士 喜納 正
登録番号	一級建築士事務所 知事登録第148-915号
所在地	沖縄県那覇市字国場385番地